



東京 2020 ゴールドパートナー（損害保険）

# 超ビジネス保険

[マークのご説明] 保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項



このマークが付されている用語について、P.37で解説しています。

本冊子は「超ビジネス保険(事業活動包括保険)」の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者<sup>(会社)</sup>と被保険者<sup>(個人)</sup>が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印も兼ねています。

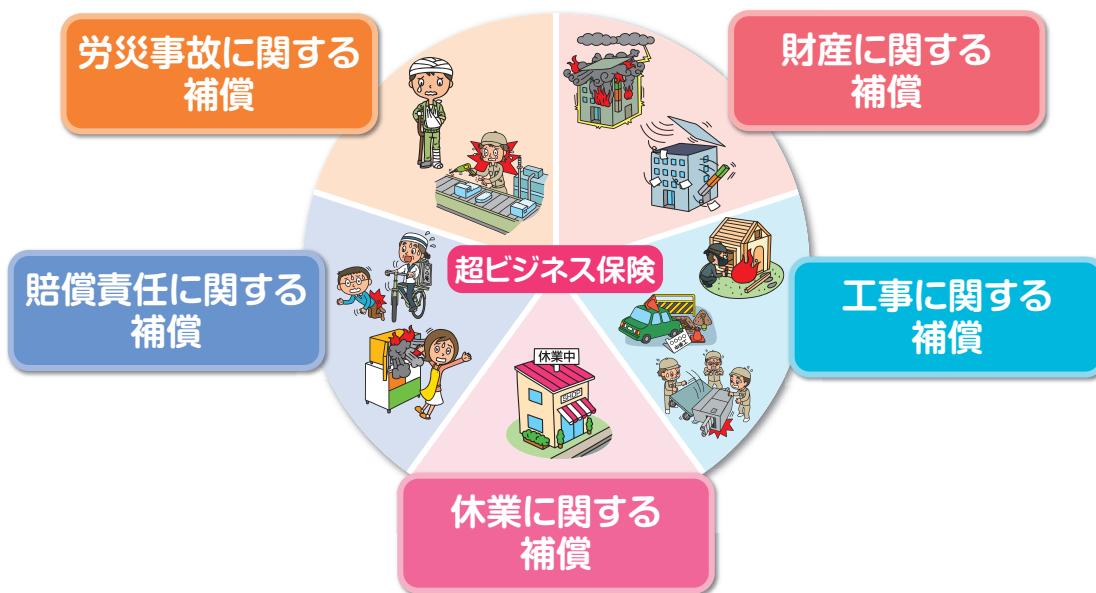
※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

事業活動  
全般

## 商品の仕組み～補償ラインナップ～



東京海上日動の「超ビジネス保険」は、事業活動を取り巻く様々なリスクを1つのご契約でまとめて補償します!



財産に関する補償 工事に関する補償 休業に関する補償 賠償責任に関する補償 労災事故に関する補償 の5つの補償の中から、お客様のご要望に応じて必要な補償を選択してご契約いただけます。

各補償の詳細は、

右記のページをご確認ください。

財産に関する補償 ··· P.1~6

工事に関する補償 ··· P.7~10

休業に関する補償 ··· P.11~13

賠償責任に関する補償 ··· P.14~25

労災事故に関する補償 ··· P.25~28

- ! 超ビジネス保険をご契約いただけるのは最近の会計年度の年間売上高(建設業の場合は完成工事高)が100億円以下の法人または個人事業主です。ただし、財産に関する補償のみをご契約いただく場合等で一定の条件を満たすご契約については、最近の会計年度の年間売上高(建設業の場合は完成工事高)が100億円を超える場合でもご契約いただくことができます。
- また、休業に関する補償、賠償責任に関する補償および労災事故に関する補償は、ご契約者<sup>(会社)</sup>の業種に保健衛生、社会保険事業団体、福祉事務所、政治・経済・文化団体、宗教、国家公務等の業種が含まれる場合はご契約いただくことができません。
- ! ご契約者の業種、事業所、事業部門をまとめてご契約いただけます。一部の業種、事業所、事業部門のみを限定してご契約いただくことはできません。ただし、財産に関する補償では、被保険者<sup>(個人)</sup>の所有する保険の対象(建物、設備・什器等、屋外設置装置、商品・製品等)のうち一部に限定してご契約いただくことができます。また、休業に関する補償の地震休業補償特約においては、事業所を特定してご契約いただけます。

※ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

## 1

## 財産に関する補償の商品の仕組み

契約  
概要

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意でご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

① 実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。

基本となる補償	損害保険金				
	①火災、落雷、破裂・爆発				
	②風災、雹災、雪災				
	③給排水設備事故の水濡れ等				
	④騒擾、労働争議等				
	⑤車両・航空機の衝突等				
	⑥建物の外部からの物体の衝突等				
	⑦盗難				
	⑧水災				
	⑨電気的・機械的事故				
	⑩その他偶然な破損事故等				
+ 費用保険金					
修理付帯費用保険金					
損害拡大防止費用保険金					
請求権の保全・行使手続費用保険金					
失火見舞費用保険金					
地震火災費用保険金					
安定化処置費用保険金					

主な特約 (オプション)	再発防止選べるアシスト特約(建物用)*1	代位求償権不行使特約(財産条項用)
	情報メディア損害費用補償特約	風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約
	地震危険補償特約	臨時費用補償特約
	輸送中商品・製品等の補償拡大特約	水災縮小支払特約
	電気的・機械的事故の補償対象拡大特約	高額貴金属等不担保特約

\*1 「再発防止選べるアシスト特約(建物用)」は、「火災・盗難時再発防止費用補償特約(建物用)」のペットネームです。

## ① 保険の対象

契約  
概要

保険の対象	保険の対象とできない主なもの
<p>日本国内に所在し、被保険者<sup>(▲2)</sup>が所有する以下の物が保険の対象となります。</p>  <p>事務所、専用店舗、工場等の建物<sup>*2</sup></p>  <p>設備・什器等<sup>*3</sup></p>  <p>屋外設備装置<sup>*4</sup></p>  <p>商品・製品等<sup>*5</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車、船舶等</li> <li>○通貨等<sup>(▲3)</sup>、預貯金証書その他これらに類する物 (ただし、保険の対象が設備・什器等で盗難の補償を選択いただいている場合は、業務用の通貨等、預貯金証書の盗難については一定金額まで補償されます。)</li> <li>○稿本、設計書、帳簿等</li> <li>○仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事用材料または工事用仮設材</li> <li>○動物、植物等の生物(動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。ただし、動物および植物不担保特約がセットされている場合は、商品・製品等である動物、植物等の生物も保険の対象に含まれません。)</li> <li>○データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物 等</li> </ul>

\*2 専用住宅建物、住居と店舗・事務所等の両方の用途に用いられている建物は保険の対象となりません。

\*3 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。

\*4 建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。

\*5 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

## 引受方式

以下の引受方式があり、引受方式によって保険の対象の範囲が異なります。

基本方式	特定敷地内限定方式	特定建物限定方式
<p>日本国内に所在し、被保険者<sup>(▲2)</sup>が所有する            ①建物 ②すべての設備・什器等            ③すべての屋外設備装置<sup>*6</sup>            ④すべての商品・製品等            を保険の対象とする引受方式です。</p> <p>設備・什器等、商品・製品等は、「建物外危険不担保特約」をセットすることで、保険の対象の範囲を建物内に収容される動産に限定することができます。</p> <p>建物については、以下の2つの契約方式のうちいずれかを選択していただけます。</p> <p><b>建物包括契約方式</b>(建物包括補償特約をセット)            补償の対象となる建物すべてを保険の対象とする契約方式です。</p> <p><b>建物個別契約方式</b>            ご契約時に特定した建物のみを保険の対象とする契約方式です。</p> <p>*1 敷地内の建物の保険金額<sup>(▲4)</sup>の合計が10億円以下の物件ならびに設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等の保険金額の合計が10億円以下の物件が対象となります。</p>	<p>ご契約時に特定した1つの敷地内に所在し、被保険者が所有する            ①建物 ②設備・什器等            ③屋外設備装置<sup>*6</sup> ④商品・製品等            を保険の対象とする引受方式です。</p>	<p>ご契約時に特定し、被保険者が所有する            ①1つの建物            ②①に収容されている設備・什器等            ③①に収容されている商品・製品等            を保険の対象とする引受方式です。</p> <p>建物外に所在する設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等は、保険の対象なりません。</p>
		<p>* 特定した敷地内に所在する建物、設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等の保険金額<sup>(▲4)</sup>の合計が10億円以下の物件が対象となります。</p>

\*6 屋外設備装置は、設備・什器等とセットでお受けします(屋外設備装置のみでお受けできません。)。

## ② 基本となる補償

契約概要  
注意  
発起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、以下のとおりです。詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用に対して費用保険金をお支払いする場合があります。

### 保険金をお支払いする主な場合

以下の事故のうち、ご契約時に選択いただいたプラン<sup>\*1</sup>で補償の対象となる事故に限ります。

①火災、落雷、破裂・爆発	②風災、雹災、雪災 <sup>*2</sup>	③給排水設備事故の水濡れ等 <sup>*3</sup>	④騒擾、労働争議等	⑤車両・航空機の衝突等
火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた場合	風災、雹災、雪災により損害が生じた場合	給排水設備事故の水濡れ等により損害が生じた場合	騒擾、労働争議等により損害が生じた場合	車両・航空機の衝突等により損害が生じた場合
⑥建物の外部からの物体の衝突等 <sup>*4</sup>	⑦盗難	⑧水災 <sup>*5</sup>	⑨電気的・機械的事故 <sup>*6</sup>	⑩その他偶然な破損事故等 <sup>*7</sup>
建物の外部からの物体の衝突等により損害が生じた場合	盗難により損害が生じた場合	水災により損害が生じた場合	電気的・機械的事故により損害が生じた場合	その他偶然な破損事故等により損害が生じた場合

\*1 選択いただけるパターンが決まっています。詳細はパンフレットをご確認いただくか、代理店または弊社までお問い合わせください。

\*2 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が風災、雹災または雪災によって破損したために生じた損害に限ります。

\*3 給排水設備に生じた事故や被保険者<sup>(家)</sup>以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。

\*4 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。

\*5 水災による損害に対する保険金のお支払方式は、以下の2つの方式があります。

浸水条件有型実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じ、その損害の状況が以下のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いする方式です。 建物:保険価額の30%以上の損害が生じた場合、または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合 建物内設備・什器等、建物内商品・製品等:収容する建物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合 建物外設備・什器等、輸送中商品・製品等(建物外に所在する場合):敷地内ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合 <sup>*8</sup> 屋外設備装置:1基ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合 <sup>*8</sup>
浸水条件無型実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じた場合に保険金をお支払いする方式です。

また、これに加えて、実際の損害額(残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。)に縮小支払割合を乗じて保険金をお支払いする水災縮小支払特約をセットいただくこともできます。この場合は、縮小支払割合を70%、50%、30%、15%、5%から選択していただけます。

\*6 不測かつ突発的な外因の事故に直接起因しない、電気の作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。また、保険の対象のうち、「ご契約のしおり(約款)」に規定するもので、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものに生じた損害を補償します。専門的な工場の生産設備など、「ご契約のしおり(約款)」に記載のないものに生じた損害は補償されません。また、商品・製品等についても補償の対象となる場合が限られます。電気的・機械的事故の補償の対象となるものの詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

\*7 上表①～⑨の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

\*8 屋外設備装置または建物内に収容されていない設備・什器等もしくは商品・製品等が敷地内に所在しない場合は、同一の事故により敷地内に所在する保険の対象について生じた損害に対して保険金が支払われるときに、保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いしない主な場合

### すべての事故に共通

- 風・雨・雪・雹・砂塵等の建物内部への吹き込み・浸み込み・漏入によって生じた損害(火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた場合を除きます。)
- 火災等の事故の際の紛失、盗難によって生じた損害
- 同一敷地内で生じた火災による場合を除き、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害
- 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
- 自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機・乾燥機等、現金を投入することで商品・サービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等・動産の盗難によって生じた損害
- 万引きによって商品・製品等に生じた損害(万引きが暴行・脅迫を伴うものであった場合は万引きのために建物、屋外設備装置、設備・什器等に破損が生じた場合を除きます。)

### 給排水設備事故の水濡れ等固有

- 給排水設備自体に生じた損害

### 電気的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有

- 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工・製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害
- 保険の対象に対する加工・解体・据付・組立・修理・清掃・点検・検査・試験・調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 保険の対象の置き忘れ・紛失によって生じた損害
- 詐欺・横領によって保険の対象に生じた損害
- 土地の沈下・移動・隆起によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管について生じた損害

- 自然の消耗・劣化・性質による蒸れ・変色・変質・さび・腐食・ひび割れ・剥がれ、ねずみ食い・虫食い等に起因してこれらが生じた部分に発生した損害
- 保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
- 地震等によって発生した事故の延焼・拡大により生じた損害や発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した事故による損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)

**①** 上記以外にも、以下の場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

以下の物については風災危険設備となり、風災、雹災、雪災によって損害が生じた場合は、保険金をお支払いできません。

- 街路灯
  - 使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置
  - 建築中の屋外設備装置
  - ゴルフネットその他のスポーツ施設のネット設備(ポールを含みます。)のうち建物内に収容しないもの
- ただし、風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約をセットいただくことで、上記の物について風災、雹災、雪災を補償することができます。

お客様の業種および保険の対象によっては、以下の特約が自動セットされ、補償の一部が対象外となり、保険金をお支払いできません。

建設業の場合	工事中建物内収容設備・什器等および商品・製品等不担保特約	保険の対象が設備・什器等、商品・製品等の場合で、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等について3ページの「保険金をお支払いする主な場合」⑥～⑩のいずれかの事故が補償されるときに自動セットされます。この特約により、3ページの「保険金をお支払いする主な場合」⑥～⑩の事故によって、新築・増築・改築・修繕または取りこわし中の建物内(建物の一部を増築・改築・修繕または取りこわし中の場合は、増築・改築・修繕または取りこわし中の部分に収容されているものに限ります。)に収容されている設備・什器等、商品・製品等に生じた損害については補償しません。
--------	------------------------------	---

### ③ お支払いする保険金



お支払いする保険金は、以下のとおりです。お支払いする場合およびお支払いする保険金の額については、申込書および「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

#### ○損害保険金

##### ●水災以外の事故による損害が発生した場合

1回の事故につき、保険金額<sup>(▲4)</sup>の1.4倍に相当する額を限度に以下の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額を限度とします。<sup>\*1</sup>

$$\text{損害保険金} = \text{損害額*2} - \text{免責金額(▲5)(自己負担額)*3}$$

##### ●水災による損害が発生した場合

1回の事故につき、保険金額<sup>(▲4)</sup>の1.4倍に相当する額を限度に以下の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額を限度とします。<sup>\*1</sup>

$$\text{損害保険金} = \text{損害額*2} \times \text{縮小支払割合*4*5} - \text{免責金額(▲5)(自己負担額)*3}$$

**!** 水災縮小支払特約をセットして縮小支払割合<sup>\*5</sup>を設定する場合は、以下のようなケースが生じますのでご注意ください。

【お支払いする保険金の例(縮小支払割合15%、免責金額20万円の場合)】

水災によって、建物内設備・什器等に500万円の損害が発生した場合は、以下のとおり、実際の損害額(残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。)に対してお支払いする損害保険金が少くなります。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \text{ 55万円} \times \text{縮小支払割合} \text{ 15\%} - \text{免責金額(自己負担額)} \text{ 20万円}$$

\*1 高額貴金属等<sup>(▲6)</sup>を除く商品・製品等については保険金額の1.68倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額の1.2倍を限度とします。

高額貴金属等については、ご契約時に設定した額の1.4倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、ご契約時に設定した額を限度とします。

業務用の通貨等<sup>(▲3)</sup>または預貯金証書については、ご契約時に設定した額を限度とします。

\*2 評価基準(再取得価額または時価額)によって異なります。また、損害額(修理費)には「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」も含み、これらを除いて算出した損害額は、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。

\*3 お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます(ただし、業務用の通貨等、預貯金証書の盗難については差し引きません。)。ご契約時に0円、5千円、5万円、10万円、20万円、50万円または100万円のいずれかを選択していただきます(ただし、0円を選択した場合は、電気的・機械的事故、その他偶然な破損事故等のみ免責金額5千円が適用されます。)。なお、風災、雹災、雪災の免責金額は個別に設定することも可能です。この場合は、「上記の共通免責金額を超える金額」かつ、「10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかの金額」で設定していただきます。

\*4 「水災縮小支払特約」をセットしていない場合は、100%となります。

\*5 縮小支払割合は、「70%、50%、30%、15%、5%」から選択できます。

#### ○費用保険金

以下の費用保険金をお支払いします。

- |   |              |                   |
|---|--------------|-------------------|
| ・修理付帯費用保険金                                      | ・損害拡大防止費用保険金 | ・請求権の保全・行使手続費用保険金 |
| ・失火見舞費用保険金                                      | ・地震火災費用保険金   |                   |
| ・安定化処置費用保険金 [安定化処置費用補償特約(財産条項用) <sup>*6</sup> ] |              |                   |

\*6 財産に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

### ④ 主な特約



セットできる主な特約(オプション)は以下のとおりです。特約の詳細および下記以外の特約については、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

**再発防止選べるアシスト特約(建物用)<sup>\*7</sup>**

**代位求償権不行使特約(財産条項用)**

**情報メディア損害費用補償特約**

**風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約**

**地震危険補償特約**

**臨時費用補償特約**

**輸送中商品・製品等の補償拡大特約**

**水災縮小支払特約**

**電気的・機械的事故の補償対象拡大特約**

**高額貴金属等不担保特約**

以下の特約は財産に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

**安定化処置費用補償特約(財産条項用)**

\*7 「再発防止選べるアシスト特約(建物用)」は、「火災・盗難時再発防止費用補償特約(建物用)」のペットネームです。

## ⑤ 保険金額の設定等

契約概要

### ○保険金額<sup>(▲4)</sup>の設定について

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額を設定してください。実際にご契約いただく保険金額については、申込書等でご確認ください。
  - 保険の対象の評価額に約定付保割合を乗じて保険金額を設定します。約定付保割合は、30%から100%までの10%単位で設定します。たとえば、約定付保割合を80%に設定した場合、保険の対象の評価額の80%が保険金額となり、保険金額の1.4倍に相当する額を限度に損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額を限度とします。<sup>\*8</sup>引受方式が基本方式または特定敷地内限定方式で、保険の対象が設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等の場合は、約定付保割合は100%での設定のみとなります。
  - 高額貴金属等<sup>(▲6)</sup>については、設備・什器等、商品・製品等が保険の対象で高額貴金属等不担保特約をセットしていない場合は、ご契約時に設定する額の1.4倍の範囲で補償されますが、高額貴金属等の価額は設備・什器等、商品・製品等の保険金額に算入しません。
  - 保険の対象が設備・什器等で盗難の補償を選択していただいている場合は、保険金額に関係なく1事故につき、業務用の通貨等<sup>(▲3)</sup>は30万円、預貯金証書は500万円を限度に盗難による損害を補償します（実際の損害額をお支払いします）。また、業務用の通貨等については追加保険料をいただくことにより限度額を100万円から1,000万円まで100万円単位で変更することができます。
- \*8** 高額貴金属等を除く商品・製品等については保険金額の1.68倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額の1.2倍を限度とします。

### ○評価基準について

- 建物、設備・什器等、屋外設備装置が保険の対象である場合は、「再取得価額」「時価額」の2種類の評価基準のうち、いずれかを選択していただきます。

評価基準	基準の内容
再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築・再取得するために必要な額を基準とします。
時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額を基準とします。

- 時価額による評価基準を選択した場合は、損害額は時価額を基準に算定するため、お支払いする保険金が保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額より少なくなることがありますので、再取得価額による評価基準を選択していただくことをおすすめします。

### 保険金額<sup>(▲4)</sup>の設定方法のご注意点

- (1)財産に関する補償をご契約いただいた場合は、「保険金額設定に関する特約」が自動セットされます。財産に関する補償をご契約いただいた場合で、ご契約者<sup>(▲1)</sup>または被保険者<sup>(▲2)</sup>の故意または重大な過失によって、**保険金額が保険の対象の評価額に約定付保割合を乗じて算出された額より低く設定されたことを弊社が知ったときは、「保険金額設定に関する特約」により、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることがあります。**

#### 【特にご注意いただきたい点】

- 引受方式が「基本方式」または「特定敷地内限定方式」でご契約いただく場合は、特に以下の点にご注意ください。
- 建物外に所在する設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とする場合は、**建物外に所在する設備・什器等、商品・製品等の評価額も含めて保険金額を設定してください。**また、設備・什器等の保険金額は、**屋外設備装置の評価額を除いて設定してください。**
  - 保険の対象となる設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等が複数の場所に所在する場合は、**すべての場所に所在する保険の対象の評価額の合計額と同額で保険金額を設定してください。**保険の対象のうち一部の設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等に限定して保険金額を設定することはできません。

- (2)保険金額が保険の対象の評価額を超過する状態（超過保険）で事故が発生した場合、お受け取りいただける損害保険金のうち、「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険の対象の評価額が上限となり、保険金額のうち保険の対象の評価額を超える部分に対してはお支払いできませんので、ご注意ください。

#### 【特にご注意いただきたい点】

- 建物の保険金額に土地代を含めて保険金額を設定した場合は、土地代に相当する金額が保険の対象の評価額を超過することとなりますので、土地代を含めずして保険金額を設定してください。
- 他の保険契約等（共済契約を含みます。）をご契約されていないか必ずご確認ください。他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等と合算した保険金額が保険の対象の評価額を超えると、超えた部分に対する保険料が無駄となることがあります。

# 3

## 工事に関する補償の商品の仕組み

契約概要

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意でご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

① 実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。



\*1 ①～⑤の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

# 4

## 工事に関する補償の基本となる補償等

### ① 保険の対象

契約概要

#### 対象工事

記名被保険者(▲7)が保険期間中に施工しているすべての工事が対象となります。

##### 対象となる工事種類<sup>\*2</sup>

建物建築(新築・増改築)工事	はつり・解体工事
家電品の据付工事	道路舗装工事 <sup>*3</sup>
建物内装・外装工事	上下水道・地下構築物・基礎・外構工事 <sup>*3</sup>
建物付帯設備工事(管・給排水工事を除く)	土地造成・地盤改良工事 <sup>*3</sup>
管・給排水工事	道路(道路舗装を除く)・鉄道・トンネル工事 <sup>*3</sup>
通信設備・電子機器(家電品を除く)の据付工事	埋立・河川・港湾・海岸工事 <sup>*3</sup>
建物外電気・受変電・送配電設備工事	ダム建設工事 <sup>*3</sup>
その他の機械・設備等の組立・据付工事	

\*2 工事種類は請負契約(下請負工事の場合は、下請負契約)単位で決まります。1つの請負契約に複数の工事種類が含まれる場合は、主たる工事の工事種類をその請負契約の工事種類とします。

\*3 対象工事が土木工事(▲9)に該当する場合は、土木工事固有で保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない主な場合の詳細は、9ページをご確認ください。

※以下の工事は対象となりませんので、ご注意ください。

①共同企業体方式による工事における分担施工方式の工事で、記名被保険者が施工する部分以外の工事

②海外において行う工事

③保険金額(▲4)(10ページの「⑥保険金額の設定等」をご確認ください。)が100億円を超える工事

## 保険の対象

対象工事の工事現場<sup>\*4</sup>に所在する以下の物が保険の対象となります。

保険の対象	保険の対象の範囲
①本工事の目的物	請負契約上、完成後引渡しを要する工事物件 <sup>*5</sup> (例)ビル、空調設備、家電品、道路舗装部分
②仮工事の目的物	本工事を行う際に必要な一時的な構造物 (例)型枠工、支持枠工、足場工、工事用道路、仮排水路
③工事用仮設物	本工事・仮工事を行うために一時的に設置される電気配線、配管、電話・伝令設備、保安設備および照明設備
④工事用仮設建物	本工事を行う際に必要な一時的な建物。工事期間以外においても恒久的に使用する建物は含みません。 (例)現場事務所、宿舎、倉庫
⑤工事用仮設建物内の什器・備品	工事用仮設建物に収容されている什器・備品。ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。
⑥工事用材料	本工事の目的物の一部を構成する資材またはその工事すべて償却される資材 <sup>*5</sup> (例)ビルの一部となる鉄骨、機器および機器と機器を結ぶ配線
⑦工事用仮設材	仮工事の目的物、工事用仮設物または工事用仮設建物の一部を構成する資材またはその工事すべて償却される資材 (例)コンクリート用の枠、作業用足場として使用する鉄製支持材

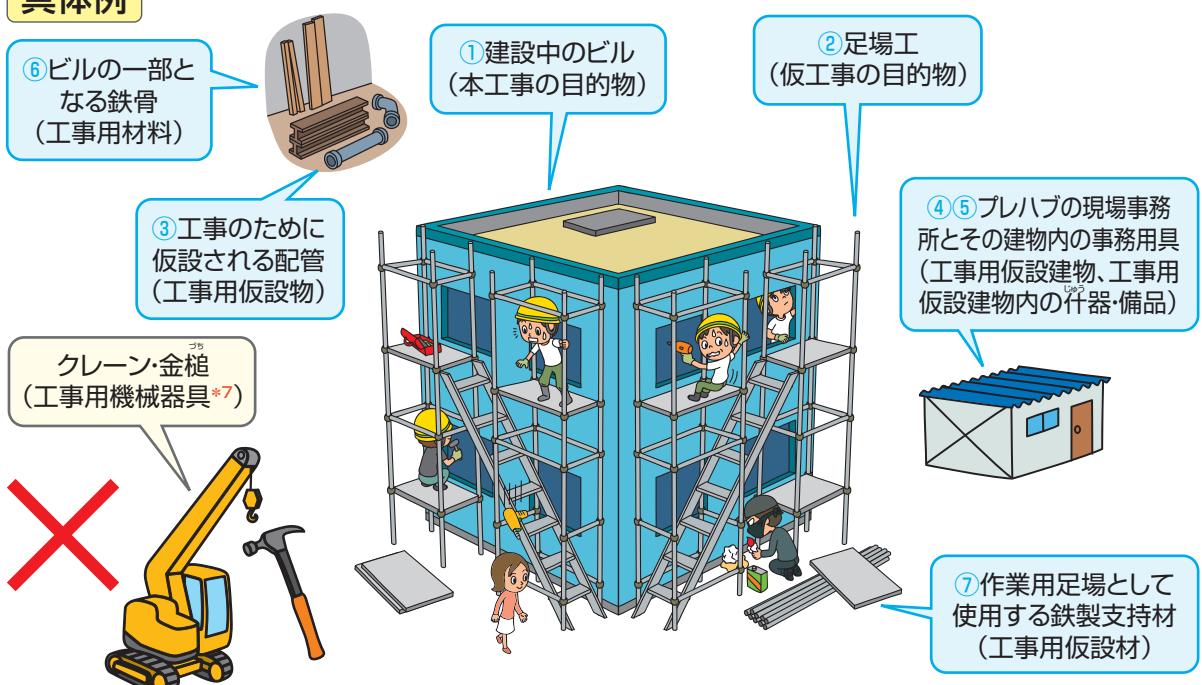
\*4 工事現場とは、工事の施工される場所および工事遂行のために用いられる作業場の全域をいいます。対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物が工事現場と離れた場所に設けられる場合は、その場所も工事現場に含みます。

\*5 「支給材料補償特約」をセットした場合は、発注者、請負業者等の工事関係者から支給された支給材料を含みます。

## 保険の対象とできない主なもの

- 据付機械設備等の工事用仮設備<sup>\*6</sup>および工事用機械器具<sup>\*7</sup>ならびにこれらの部品
  - 自動車、船舶等
  - 稿本、設計書、帳簿等
  - 通貨等<sup>(△)</sup>、預貯金証書その他これらに類する物
  - 支給材料<sup>(△)</sup><sup>\*8</sup>
- \*6 発電機、変圧器、バッチャープラント、受電設備、変電設備、荷役設備等をいいます。
- \*7 建設用工作車、建設機械、測量機器、金槌、鋸、金型等をいいます。
- \*8 支給材料は「支給材料補償特約」をセットすることで補償できます。

## 具体例



## ② 基本となる補償

契約概要 注意  
発起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、以下のとおりです。詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用に対して費用保険金をお支払いする場合があります。

### 保険金をお支払いする主な場合

#### 損害保険金のお支払対象となる事故

工事現場における火災をはじめとする以下のような不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

①火災・落雷、破裂・爆発	②風災・雹災、雪災・水災	③盗難	④作業員の取扱上の過失	⑤設計、施工、材質または製作の欠陥 <sup>*1</sup>	⑥その他偶然な破損事故等 <sup>*2</sup>

\*1 設計、施工、材質または製作の欠陥があった場合に、事故を伴わない欠陥そのものを除去するための費用に対しては保険金をお支払いしません。設計、施工、材質または製作の欠陥によって、火災・爆発・倒壊等の損害が発生した場合は、欠陥が生じた部分と保険の対象の他の部分の両方が補償の対象となります。ただし、対象工事が土木工事<sup>(▲9)</sup>に該当する場合は、欠陥が生じた部分の損害は補償の対象外となります（欠陥によって保険の対象の他の部分に生じた損害のみが補償の対象となります。）。

\*2 上表①～⑤の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

### 保険金をお支払いしない主な場合

#### すべての工事共通

- 風・雨・雪・雹・砂塵等の保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み・浸み込み・漏入によって生じた損害（火災等の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた場合を除きます。）
- 寒気・霜・氷によって生じた損害
- 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
- 保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- 工事用仮設材として使用される矢板・杭・H形鋼等の打込み・引抜きの際に生じた曲損・破損・引抜き不能の損害（対象工事が土木工事<sup>(▲9)</sup>に該当する場合は、工事用仮設材として使用される物に限りません。）

- 保険の対象の性質・瑕疵またはその自然の消耗・劣化の損害
- ご契約者<sup>(▲1)</sup>・被保険者<sup>(▲2)</sup>が、対象工事に関して、完成期限・納期の遅延、能力不足等による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 地震等によって発生した事故の延焼・拡大により生じた損害や発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した事故による損害
- 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 湧水の止水・排水費用

#### 土木工事<sup>(▲9)</sup> 固有

- 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- 浸漬部分に生じた埋没または隆起の損害
- 捨石、被覆石、消波ブロック等の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- 切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- ケーソンの沈設不能の損害
- 沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
- シールド機械または推進管の推進不能の損害
- 芝、樹木その他の植物について生じた損害
- 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害（土捨場または土取場における本工事の目的物について生じた土砂崩壊を除きます。）
- 舗装工事等における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れ等
- コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外因の作用により生じたひび割れを除きます。
- 支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛矢板等に生じた損害（不測かつ突発的な事故により生じた損害を除きます。）
- 不発弾または機雷によって生じた損害
- 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用（これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた場合を除きます。）

- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- ケーソンの沈設位置またはシールド機械、推進管、セグメント等の方向もしくは位置の矯正に要する費用
- ケーソンのひずみの矯正に要する費用
- 排水溝等に流入した土砂、水、岩石、草木等を除去する費用（不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損害が生じた場合を除きます。）
- 矢板、杭、H形鋼、地中壁等の継ぎ目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用もしくは清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用（不測かつ突発的な事故により保険の対象である、矢板、杭、H形鋼、地中壁等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。）
- 海水のたまりを除去する費用（不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。）
- 基礎、支持地盤等の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用

### ③ お支払いする保険金



お支払いする保険金は、以下のとおりです。お支払いする場合およびお支払いする保険金の額については、申込書および「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

#### ○損害保険金

1回の事故につき、支払限度額( $\text{▲}8$ )<sup>\*3</sup>を限度に、以下の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{*4} - \text{免責金額}(\text{▲}5)$$

**\*3** 詳細は、下記「⑥保険金額の設定等」をご確認ください。

**\*4** 損害額には、地盤注入費用(1回の事故につき100万円を限度とします。)および損害拡大防止費用を含めます。

#### ○費用保険金

以下の費用保険金をお支払いします。

・残存物取片づけ費用保険金

・工事修理付帯費用保険金

・安定化処置費用保険金

[安定化処置費用補償特約(工事特約用)<sup>\*5</sup>]

**\*5** 工事に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

### ④ 主な特約



セットできる主な特約(オプション)は以下のとおりです。特約の詳細については、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

**支給材料補償特約**

**保証期間に関する特約**

**修理費あんしん補償特約**

**工事資材等輸送危険補償特約**

**臨時費用補償特約**

以下の特約は工事に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

**安定化処置費用補償特約(工事特約用)**

### ⑤ 保険金額の設定等



#### ○ご契約いただける業種について

お客様の業種が建設業の場合のみご契約いただけます。

#### ○保険金額( $\text{▲}4$ )・支払限度額( $\text{▲}8$ )の設定について

対象工事ごとに、請負金額<sup>\*6</sup>が保険金額<sup>\*7</sup>となります。土木工事( $\text{▲}9$ )以外の対象工事については、対象工事ごとに、保険金額が1事故あたりの支払限度額となります。土木工事に該当する対象工事については、対象工事ごとに、保険金額と1億円のいずれか低い額が1事故あたりの支払限度額となります。

**\*6** 請負契約上の請負金額をいいます。ただし、請負金額に保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額を控除します。また、出精値引<sup>\*8</sup>がなされている場合は、その金額を加算します。**\*9**

**\*7** 対象工事に他の工事の仮工事の目的物が含まれる場合は、請負金額にその工事用仮設材の損害が生じた地および時における時価額を加算した額(請負金額の内訳書に計上した損料または償却費を除きます。)を保険金額とします。

**\*8** 施主の希望や予算に基づき適用される割引額をいいます。

**\*9** 保険料の算出基礎数字( $\text{▲}25$ )となる完成工事高には、出精値引<sup>\*8</sup>がなされている場合でもその金額を加算する必要はありません。

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意でご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

!  
実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。

### 基本となる補償

#### 損害保険金

- ①火災、落雷、破裂・爆発
- ②風災、雹災、雪災
- ③給排水設備事故の水漏れ等
- ④騒擾、労働争議等
- ⑤車両・航空機の衝突等
- ⑥建物の外部からの物体の衝突等
- ⑦盗難
- ⑧水災
- ⑨電気的・機械的事故
- ⑩その他偶然な破損事故等
- ⑪食中毒

#### 費用保険金

- 営業継続費用保険金
- 損害拡大防止費用保険金
- 請求権の保全・行使手続費用保険金
- 安定化処置費用保険金

### 主な特約 (オプション)

- 直接仕入先および納品先物件補償特約
- ネットワーク中断補償特約
- 代位求償権不行使特約(休業条項用)

- 電気的・機械的事故の補償対象拡大特約(休業条項用)
- 地震休業補償特約

### ① 保険の対象

契約概要

#### 保険の対象

日本国内に所在する以下の物が保険の対象となります。



##### 占有物件

- ①被保険者(※2)が全部または一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち被保険者が占有する部分
- ②上記①が所在する敷地内にある、被保険者が占有する物

##### 隣接物件

- ①被保険者が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分
- ②上記①および占有物件の①に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物
- ③上記①および占有物件の①へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物

##### ユーティリティ設備

占有物件の①および隣接物件の①と配管または配線により接続している以下の事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で以下の事業者が占有するもの

- 電気事業法に定める電気事業者
- ガス事業法に定めるガス事業者
- 熱供給事業法に定める熱供給事業者
- 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者
- 電気通信事業法に定める電気通信事業者

#### 保険の対象とできない主なもの

- 自動車、船舶等
- 通貨等(※3)、預貯金証書  
その他これらに類する物
- 稿本、設計書、帳簿等
- 仮工事の目的物、工事用  
仮設物、工事用仮設建物  
およびこれに収容されて  
いる設備・什器等ならび  
に工事現場に所在する工  
事用材料または工事用  
仮設材
- 動物、植物等の生物(動  
物、植物等の生物が商  
品・製品等である場合は  
保険の対象に含まれま  
す。)
- データ、ソフトウェア、プ  
ログラム等の無体物
- 動物または植物を育成す  
る施設

等

(「直接仕入先および納品先物件補償特約」を付帯している場合)

直接仕入先※1または直接納品先※2が占有する日本国内に所在する物件

\*1 被保険者が、原材料、部品等の仕入物※3を直接仕入れる先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

\*2 被保険者が、製品等の納品物※3を直接納品する先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

\*3 仕入物・納品物に該当しない物が一部ありますので、詳細につきましては、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

## ② 基本となる補償

契約概要  
注意  
契約情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、以下のとおりです。詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用に対して費用保険金をお支払いする場合があります。

### 保険金をお支払いする主な場合

以下の事故のうち、ご契約時に選択いただいたプラン<sup>\*4</sup>で補償の対象となる事故に限ります。

①火災・落雷・破裂・爆発	②風災・雹災・雪災 <sup>*5</sup>	③給排水設備事故の水濡れ等 <sup>*6</sup>	④騒擾・労働争議等
火災、落雷、破裂・爆発によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	風災、雹災、雪災によつて保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	給排水設備事故の水濡れ等によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	騒擾、労働争議等によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合
⑤車両・航空機の衝突等	⑥建物の外部からの物体の衝突等 <sup>*7</sup>	⑦盗難	⑧水災
車両・航空機の衝突等によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	建物の外部からの物体の衝突等によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	盗難によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	水災によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合
⑨電気的・機械的事故 <sup>*8</sup>	⑩その他偶然な破損事故等 <sup>*9</sup>	⑪食中毒 <sup>*10</sup>	
電気的・機械的事故によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	その他偶然な破損事故等によって保険の対象に損害が生じ、損失が発生した場合	食中毒が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために損失が発生した場合	

\*4 選択いただけたパターンが決まっています。また、保険の対象によっては補償できない事故があります。詳細はパンフレットをご確認いただかず、代理店または弊社までお問い合わせください。

\*5 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が風災、雹災、雪災によって破損したために保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。

\*6 給排水設備に生じた事故や被保険者<sup>(△2)</sup>以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。給排水設備自体に損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失は補償の対象となりません。

\*7 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。

\*8 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。また、保険の対象のうち、「ご契約のしおり(約款)」に規定するもので、屋外設備装置に該当するものは建物もしくは屋外設備装置に付属するものに損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失のみを補償します。専門的な工場の生産設備など、「ご契約のしおり(約款)」に記載のないものに損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失は補償されません。電気的・機械的事故の補償の対象となるものの詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

\*9 上表①～⑨および⑪の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

\*10 占有物件における食中毒の発生や、占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生等をいいます。

### 保険金をお支払いしない主な場合

#### すべての事故に共通

- 風・雨・雪・雹・砂塵等の建物内部への吹き込み・浸み込み・漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失(火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた場合を除きます。)
- 火災等の事故の際の紛失、盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
- 同一敷地内で生じた火災による温度変化の場合を除き、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失
- 1時間未満の電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失
- 保険の対象に損害が生じたことによって家賃収入<sup>\*11</sup>に生じた損失

- 自然の消耗・劣化、性質による蒸れ・変色・変質・さび・腐食・ひび割れ・剥がれ、ねずみ食い・虫食い等に起因してこれらが生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失
- 保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失
- ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断または阻害されたために生じた損失
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損失
- 地震等によって発生した事故の延焼・拡大により生じた損失や発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した事故による損失

#### 給排水設備事故の水濡れ等固有

- 給排水設備自体に生じた損害によって生じた損失

#### 電気的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有

- 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工・製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失
- 土地の沈下・移動・隆起によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失

- 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失
- 設備・什器等である医療用機器(医療用機器の体内挿入部位、鉗子・メス・聴診器・注射器等の器具類等)に損害が生じたことによって生じた損失

\*11 建物等の賃貸料で、次のいずれかに該当する料金および一時金等を含みます。

①水道、ガス、電気、電話等の使用料金②権利金、礼金、敷金その他の一時金③賄料④共益費、管理費等⑤建物の賃貸に付随して利用される設備およびサービスの利用料金

### ③ お支払いする保険金

契約  
概要

注意  
免起情報

お支払いする保険金は、以下のとおりです。お支払いする場合およびお支払いする保険金の額については、申込書および「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

#### ○損害保険金

1回の事故につき、以下の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{売上減少高}^{\ast 1} \times \text{補償割合}^{\ast 2}$$

**\*1** 標準売上高<sup>※3</sup>から保険金支払対象期間<sup>※4</sup>の売上高を差し引いた残額をいいます。

**\*2** 詳細は、下記「⑤補償割合の設定」をご確認ください。

**\*3** 事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に応当する期間の売上高をいいます。

**\*4** 保険金支払の対象となる期間であって、損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間をいい、ご契約時に設定した保険金支払対象期間(1か月間、3か月間、6か月間、12か月間から選択いただけます。)を限度とします。

ただし、次の事故については、事故の発生した日の翌日からとなります。

- 風災、雹災、雪災
- 水災
- 電気的・機械的事故
- その他偶然な破損事故等
- ユーティリティ設備に生じた事故

また、食中毒の場合は、事故の発生した日から行政機関による処置が解除された日までの期間で30日間を限度とします。

※営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、売上減少高について公正な調整を行ったうえで保険金をお支払いすることがあります。

※ご契約時に設定した補償割合が粗利益率<sup>※5</sup>を著しく超える場合は、公正な調整を行った粗利益率をご契約時に設定した補償割合として保険金をお支払いすることができます。

※複数の店舗・事業所を有する場合は、営業が休止または阻害された店舗・事業所の売上減少高に、補償割合を乗じた額をお支払いします。ただし、一部の店舗・事業所の営業が休止または阻害されたことによって、他の店舗・事業所の売上高が増加している場合は、売上減少高からその増加額を差し引いた額に、補償割合を乗じた額をお支払いすることができます。

**\*5** 粗利益<sup>※6</sup>を売上高で除した割合をいいます。

**\*6** 売上高から商品仕入高および原材料費(期首棚卸高を加え期末棚卸高を差し引きます。)を差し引いた残高をいいます。

#### ○費用保険金

以下の費用保険金をお支払いします。

- ・営業継続費用保険金
- ・損害拡大防止費用保険金
- ・請求権の保全・行使手続費用保険金
- ・安定化処置費用保険金 [安定化処置費用補償特約(休業条項用)<sup>※7</sup>]

**\*7** 休業に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

### ④ 主な特約

契約  
概要

セットできる主な特約(オプション)は以下のとおりです。特約の詳細および下記以外の特約については、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

直接仕入先および納品先物件補償特約

電気的・機械的事故の補償対象拡大特約(休業条項用)

ネットワーク中断補償特約

地震休業補償特約

代位求償権不行使特約(休業条項用)

以下の特約は休業に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

安定化処置費用補償特約(休業条項用)

### ⑤ 補償割合の設定

契約  
概要

粗利益率以下で設定していただけます。実際にご契約いただく補償割合については、申込書等でご確認ください。

※補償割合は、5%単位で設定します。

※家賃収入に生じた損失は補償の対象外であるため、売上高に家賃収入が含まれる場合は、家賃収入を除いた売上高および粗利益率を確認のうえ、補償割合を設定します。

※補償割合が一定の水準を超える場合は、粗利益率の確認のため、決算書・確定申告書等の客観的資料をご提出いただくことがあります。

### ⑥ 支払限度額・保険金額の設定

契約  
概要

損害保険金の支払限度額(▲<sup>※8</sup>)は、1回の事故につき、10億円となります。

営業継続費用保険金の支払限度額(▲<sup>※8</sup>)は、300万円、500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択のうえ設定していただけます(1回の事故につき、ご契約時に設定した額が限度となります。)。

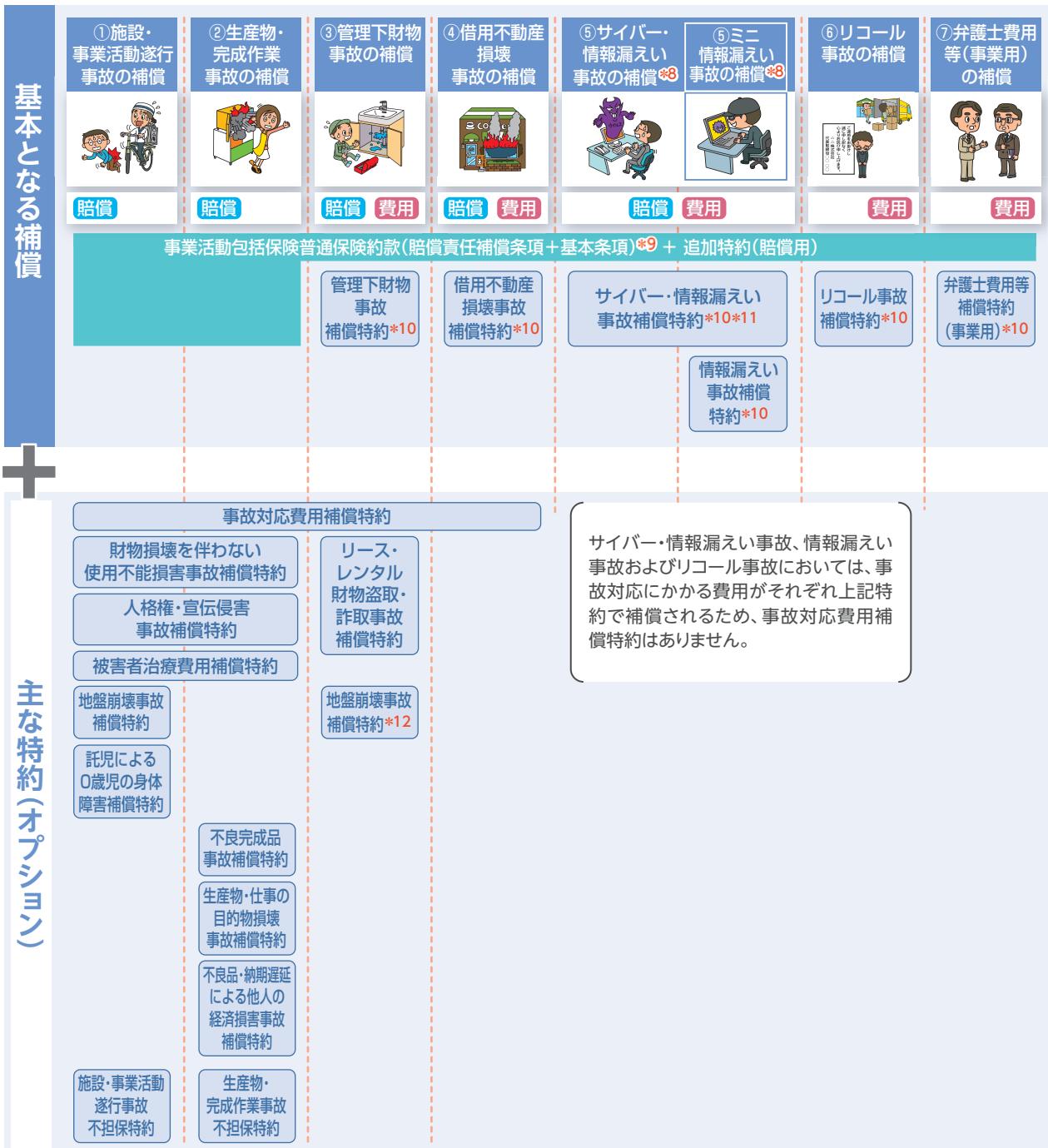
※地震休業補償特約については、1日あたりの粗利益以下で、1事業所ごとに1万円単位で保険金額を設定いただけます。ただし、全事業所の合計保険金額は、100万円を限度とします。

※直接仕入先および納品先物件補償特約については、1回の事故につき、300万円が支払限度額(▲<sup>※8</sup>)となります(お支払いする損害保険金および営業継続費用保険金等の費用保険金合算で、300万円が限度となります。)。

- 以下の7つの基本補償のうち、お客様が選択されたものに対して保険金をお支払いします。
- ご契約者(△1)のお申出により任意でご契約いただける特約(オプション)は以下のとおりです。

[マークのご説明]	<b>賠償</b>	主に被保険者(△2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(賠償損害)に対して保険金をお支払いします。	<b>費用</b>	主に被保険者が費用を負担することによって被る損害(費用損害)に対して保険金をお支払いします。
-----------	-----------	--	-----------	--

(1) 実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。



普通保険約款および自動的にセットされる特約です。

任意にセットすることができる特約です。

\*8 基本補償⑤と基本補償⑥は、いずれか一方のみを選択できます。

\*9 「施設・事業活動遂行事故不担保特約」をセットすることにより、基本補償①を補償の対象外とすることができます。また、「生産物・完成作業事故不担保特約」をセットすることにより、基本補償②を補償の対象外とすることができます。

\*10 基本補償③～⑦を補償の対象とするには、それぞれの特約(基本補償⑤は「サイバー・情報漏えい事故補償特約」、基本補償⑥は「情報漏えい事故補償特約」)をセットする必要があります。

\*11 基本補償⑤を選択されたご契約者(△1)は、「緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。詳細は、36ページをご確認ください。

\*12 「施設・事業活動遂行事故不担保特約」をセットし、基本補償①を補償の対象外とする場合は、セットできません。

\*事故と保険期間の関係については、28ページの「11.保険期間および補償の開始・終了時期」の\*7をご確認ください。

## ① 基本となる補償等



保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、以下のとおりです。詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

### 基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償

#### 保険金をお支払いする主な場合

**賠償** 記名被保険者<sup>(▲1)</sup>の日本国内における事業活動に起因して生じた以下の事故についての賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

##### 施設・事業活動 遂行事故<sup>\*1</sup>

以下の事由に起因する他人の身体の障害<sup>(▲11)</sup>または財物の損壊<sup>(▲12)</sup>であって、生産物完成作業事故に該当しないものをいいます。

(1)被保険者<sup>(▲2)</sup>による施設<sup>\*2</sup>の所有・使用・管理 (2)被保険者による事業活動の遂行

\*<sup>1</sup> 事業活動が行われた場所に放置・遺棄された機械・装置・資材に起因する他人の身体の障害または財物の損壊を含みます。

\*<sup>2</sup> 記名被保険者が所有・使用・管理するすべての不動産・動産であって、日本国内に所在するものをいいます。

●以下の事故についての賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。ただし、被保険者が行う工事(機械・家具類修理を含みます。)に起因する事故および日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、お支払いの対象外となります。

##### 国外事業 活動事故

記名被保険者の日本国外における一時的(その事業活動に従事する者の出国から帰国までの期間が30日以内)な事業活動により発生した施設・事業活動遂行事故をいいます。

●作業場<sup>\*3</sup>の内部における作業場内専用車<sup>\*4</sup>による事故についての賠償損害に対しても、保険金をお支払いします(自賠責保険契約または自動車保険契約等により支払われるべき保険金の合算額を超える額がこの補償でのお支払いの対象となります。)。

\*<sup>3</sup> 被保険者が日本国内において事業活動を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。

\*<sup>4</sup> 作業場<sup>\*3</sup>の内部において被保険者が事業活動の遂行のために所有・使用・管理するブルドーザー、フォークリフト、ゴルフカート等の車両をいいます(ダンプカーを含みません。)。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

共通A

- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 汚染物質の排出等(突発的な事故によって不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、弊社に通知されたものを除きます。)、または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- 被保険者またはその業務の補助者による次の行為  
・医療行為等  
・はり、きゅう、あん摩・マッサージ等  
・カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為のうち、特定の施術  
・医師法等に違反し、もしくは違反するおそれのあるエスティック、垢すりまたはアロマテラピー等
- 法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為
- LPガス販売業務、産業廃棄物処理業務、遊漁船業務または港湾荷役業務
- スキューバダイビング、山岳登攀等の運営、指導、監督または引率
- 被保険者の使用者が、これらの被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因して、これらの被保険者が負担する賠償責任(建設事業以外について発生した損害については、この規定は被保険者ごとに個別に適用されます。)

共通B

- 自動車、原動機付自転車、航空機または施設外における船舶・車両・動物の所有・使用・管理(作業場<sup>\*3</sup>の内部における作業場内専用車<sup>\*4</sup>による事故および犬、猫、うさぎその他の中型・小型動物ならびに馬車の所有・使用・管理による事故を除きます。)ア
- 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み
- 飛散防止対策等の措置を取りらずに行われた仕事による塗料その他の塗装用材料・鉄粉等の飛散・拡散
- ちり・ほこりまたは騒音

基本補償①固有

- 記名被保険者の管理下財物<sup>(▲13)</sup>の損壊について、被保険者がその財物に関する正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任<sup>\*5</sup>
- 記名被保険者以外の被保険者の管理下財物<sup>\*6</sup>の損壊について、その財物に関する正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任(この規定は被保険者ごとに個別に適用されます。)\*<sup>5</sup>
- 託児<sup>\*7</sup>の対象である0歳児の身体の障害<sup>\*8</sup>
- \*<sup>5</sup> 基本補償③「管理下財物事故の補償」をご契約いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。
- \*<sup>6</sup> 記名被保険者の管理下財物を除きます。
- \*<sup>7</sup> 託児、保育、ベビーシッター等の名称を問わず児童をその保護者から預かることがあります。
- \*<sup>8</sup> 「託児による0歳児の身体障害補償特約」をセットいただくことにより、補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

### 基本補償② 生産物・完成作業事故の補償

#### 保険金をお支払いする主な場合

**賠償** 記名被保険者<sup>(▲1)</sup>の日本国内における事業活動に起因して生じた以下の事故についての賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

##### 生産物・ 完成作業事故

以下の事由に起因する他人の身体の障害<sup>(▲11)</sup>または財物の損壊<sup>(▲12)</sup>をいいます。  
(1)生産物<sup>(▲14)</sup> (2)被保険者<sup>(▲2)</sup>によって行われた事業活動の結果<sup>\*9</sup>

\*<sup>9</sup> 仕事が終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。)しましたは放棄された後のものをいいます。

●以下の事故についての賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。ただし、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、お支払いの対象外となります。

##### 国外流出 生産物事故

生産物が被保険者以外の日本国内に住所を有する者により日本国外に持ち出されたことにより発生した生産物完成作業事故をいいます。ただし、その生産物が輸出用製品またはその構成部品・原材料として製造販売提供されたものである場合を除きます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の [共通A] に記載の事由等
    - 以下の財物の損壊またはその使用不能
      - 生産物\*10
      - 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物\*10
      - 完成品\*11 \*12
      - 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造・加工された財物\*12
    - 生産物または仕事の目的物の效能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示
  - たばこ、武器、航空機・ロケット・人工衛星・宇宙船等 (記名被保険者がこれらの胴体・翼・エンジン等として使用される装置・部品とするために製造・販売・提供した財物を含みます。)、医薬品またはその原材料\*13もしくはその成分として使用を予定されている財物 (記名被保険者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (旧薬事法)に基づく許可を得て開設された日本国内の薬局・店舗において販売・提供・調剤する場合を除きます。)、DES、トリアゾラム、レトロピトファンまたは体内移植用シリコーン
  - 事業活動が行われた場所に放置・遺棄された機械・装置・資材\*14
  - 土地造成・地盤改良工事、埋立・河川・港湾・海岸工事または浚渫工事の結果
  - リコール措置のために要した費用\*15
- \*10 「生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約」をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
- \*11 生産物を原材料・部品(添加物および資材を含みます。)容器・包装として使用して製造・加工された財物をいいます。
- \*12 「不良完成品事故補償特約」をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
- \*13 添加物を含みます。
- \*14 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」で補償します。
- \*15 基本補償⑥「リコール事故の補償」をご契約いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

## 基本補償③ 管理下財物事故の補償

### 保険金をお支払いする主な場合

**賠償** 日本国において生じた以下の事故について、その財物に関する正当な権利を有する者に対する賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

管理下 財物事故	以下の事由に起因する被保険者(▲2)の管理下財物(▲13)の損壊等(▲12)をいいます。 (1)被保険者による施設*16の所有・使用・管理 (2)被保険者による事業活動の遂行
-------------	--

\*16 記名被保険者(▲7)が所有・使用・管理するすべての不動産・動産であって、日本国内に所在するものをいいます。

※ 管理下財物の種類によって、以下のとおり補償範囲が異なります。 ○:補償します ○:補償有無を選択できます ×:補償しません

事故の種類	対象となる管理下財物 (被保険者のものに限ります。)	左記①②による使用不能		右記以外の目的で 預かる場合	保管・修理・点検・加工・整備を 目的として預かる場合
		①滅失・ 破損・汚損	②紛失・ 盗取・詐取		
①管理下財物事故 (②～⑥以外)	下記以外の財物	○	○	○	×
②現金・貴重品事故	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたたはがきを含みます。)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物	○	○	○	×
③管理自動車事故	管理自動車(▲15)(リースカーおよびレンタカーを除きます。)	○	○	○	
④自動車使用不能 損害事故*17 *18	保管・修理・点検・加工・整備を目的として管理する管理自動車(リースカーおよびレンタカーを除きます。)				○
⑤リース・レンタル財物 損壊事故	リース・レンタル財物(▲16)*19	○	×*20	×	×
⑥支給財物事故	事業活動の遂行のために支給された支給財物(▲17)	○	○	×	×

\*17 以下のいずれかの期間において発生したものを除きます。

- ・ 使用不能が発生した最初の日からその日を含めて3日目または被害者がその発生を知った日のいずれか遅い日まで
- ・ 使用不能が発生した最初の日からその日を含めて31日目以降

\*18 ③を補償の対象とする場合に、補償の対象となります。

\*19 リース・レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている自動車・原動機自転車(リースカーおよびレンタカー)は⑤で補償の対象となります。

\*20 「リース・レンタル財物盗取・詐取事故補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

● 以下の事故についての賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。ただし、被保険者が行う工事(機械・家具類修理を含みます。)に起因する事故および日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、お支払いの対象外となります。

国外管理下 財物事故	記名被保険者の日本国外における一時的(その事業活動に従事する者の出国から帰国までの期間が30日以内)な事業活動により発生した管理下財物事故をいいます。ただし、上記 ②⑤⑥ およびリース・レンタル財物の紛失・盗取・詐取を除きます。
---------------	--

**費用** 以下の費用損害に対して、保険金をお支払いします(被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。)。

コインロッカーや 収納品見舞費用	コインロッカーや*21に利用者が一時に収納した財物に損壊等が生じた場合に、被保険者が利用者に対して支払う見舞金をいいます。
---------------------	---

\*21 不特定多数の利用者の来集を伴う施設内において、記名被保険者がその利用者向けに設置するセイフティボックス、コインロッカーやの保管庫をいいます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

### 賠償・費用 共通

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の **共通A**・**共通B**\*1に記載の事由等

### 賠償

- 被保険者の管理下財物である植物、動物、勲章、き章、稿本、設計書、雑型等に生じた損壊等
- 被保険者が運送を受託した貨物に生じた損壊等（貨物の損壊等が作業場\*2の内部において発生した場合を除きます。）
- 被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品に生じた損壊等
- 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ねずみ食い、虫食いその他類似の現象

\*1 15ページのアのうち、次のものを除きます。

・自動車・原動機付自転車・施設外における車両の所有・使用・管理

・施設外における船舶の修理・点検・加工・整備

\*2 被保険者が事業活動を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。

\*3 以下のいずれかに該当するものをいいます。

・自動車または原動機付自転車に定着または装備されている物

・自動車または原動機付自転車に固定され、車室内での使用のみを目的とするカーナビ、ETC車載器その他これらに準ずる物

- 被保険者の管理下財物が寄託者その他財物の正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
- 保管・修理・点検・加工・整備を目的として寄託された被保険者の管理下財物について、保管施設外で発生した管理下財物事故（業務の通常の過程として一時的に保管施設外で管理している間に発生したもの）を除きます。)
- 修理・点検・加工・整備に関する技術の拙劣または仕上不良
- 付属品\*3のうち、カーナビ、ETC車載器その他これらに準ずる物に生じた損壊等（管理自動車の他の部分と同時にまたは火災もしくは爆発によって発生した損壊等を除きます。）
- リース・レンタル財物の紛失・盗取・詐取
- リース・レンタル財物に生じた以下の損壊
  - ・傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
  - ・保守・点検・修理・部品交換等の作業により生じた損壊
  - ・電気的または機械的な原因により生じた損壊
- 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物事故

## 基本補償④ 借用不動産損壊事故の補償

### 保険金をお支払いする主な場合

賠償 日本国内において生じた以下の事故について、記名被保険者（▲1）が貸主に対して負担する賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

### 借用不動産 損壊事故

不測かつ突発的な事由による借用不動産\*4の損壊（▲12）をいいます。

\*4 記名被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものをいい、これに備え付けられ同時に借用する什器・備品を含みます。

費用 借用不動産損壊事故について記名被保険者が負担する以下の費用損害に対して、保険金をお支払いします（記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。）。

### 借用不動産 修理費用

借用不動産の貸主との契約に基づき、借用不動産を損壊が発生する直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。ただし、以下の財物に対する修理費用を除きます。

(1)壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物

(2)玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、扉、垣等の借用不動産使用者の共同の利用に供せられるもの

## 保険金をお支払いしない主な場合

### 賠償・費用 共通

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の **共通A**・**共通B**\*5に記載の事由等
- 借用不動産の修理・改造・取壊し等の工事

### 賠償

- 被保険者（▲2）が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する賠償責任

- 被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任

\*5 15ページのアのうち、自動車・原動機付自転車・施設外における車両の所有・使用・管理を除きます。

### 費用

- 借用不動産に対する清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣

- 凍結による借用不動産の専用水道管の損壊

- 借用不動産の汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損壊であって、借用不動産の機能に直接関係のないもの

## 基本補償⑤ サイバー・情報漏えい事故の補償

### 保険金をお支払いする主な場合

賠償 以下の事故についての賠償損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限ります。

### サイバー・ 情報漏えい事故

以下のものをいいます。

(1)記名被保険者（▲7）のITユーザー行為\*6またはIT業務\*7の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由（個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれ）を除きます。

①他人の事業の休止・阻害

②他人のデータコンピュータプログラムの滅失・破損（有体物の損壊（▲12）を伴わずに発生したものに限ります。）

③①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生

(2)記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じる個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれ\*8

\*6 事業活動のうち、以下の行為をいいます。

(1)ネットワーク（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理

(2)(1)のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したもの）を除きます。）の提供（記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）

\*7 日本国内における事業活動のうち、以下の業務をいいます（ITユーザー行為\*6を除きます。）。

・ソフトウェア開発・プログラム作成業務

・情報処理サービス業務

・情報提供サービス業務

・ポータルサイト・サーバ運営業務

・アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務

・インターネット利用サポート業務

・電気通信事業法が規定する電気通信業務

・その他上記に準ずる業務

\*8 被害者または被害法人以外の第三者（被保険者（▲2）を含みません。）が、個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれによって費用を負担することによって被る損害について、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合（第三者請求事故）も補償の対象となります。

## 費用 以下の費用損害に対して、保険金をお支払いします。

以下の費用のうち、その額および使途が社会通念上妥当であるものをいいます。

(1)被保険者がセキュリティトラブル<sup>\*9</sup>に対応するための費用のうち、事故対応期間<sup>\*10</sup>内に生じたもの(⑫を除き、その対応に直接必要なものに限ります。)

- ①新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティトラブルに関する説明謝罪を行うための費用
- ②謝罪のために被害者に対して支出する費用(見舞金・金券購入費用または見舞品購入費用)<sup>\*11</sup>
- ③謝罪のために被害法人に対して支出する見舞品購入費用<sup>\*12</sup>
- ④セキュリティトラブルの原因または被害範囲の調査・証拠保全のために支出する費用
- ⑤不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するための費用(不正アクセス等が生じていた場合に限ります。)
- ⑥弁護士報酬またはコンサルティング費用(弊社の書面による同意を得て支出されたものに限ります。)
- ⑦ネットワーク遮断対応の外部委託費用(不正アクセス等が生じていた場合に限ります。)
- ⑧不正アクセス等のおそれが公的機関からの通報またはネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報報告によって発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するための外部機関への調査依頼費用(不正アクセス等が生じていた場合を除きます。)
- ⑨セキュリティトラブルにより消失・破壊・改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用(弊社の書面による同意を得て支出されたものに限り、セキュリティトラブルを発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。)
- ⑩セキュリティトラブルの再発を防止するためのセキュリティ強化費用(セキュリティトラブルの再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。)
- ⑪セキュリティトラブルにより記名被保険者が使用管理するネットワークにインストールされた不正なプログラムの除去の外部委託費用
- ⑫セキュリティトラブルに起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、その対応のために要した弁護士報酬、通信費、役員・使用人の交通費・宿泊費、コンサルティング費用 等

(2)訴訟対応費用

\*9 次のものをいいます。ただし、(3)は、「サイバー情報漏えい事故対応費用」のうち、(1)⑤⑦⑧についてのみ、セキュリティトラブルに含まれるものとします。

- (1)サイバー情報漏えい事故
- (2)(1)を引き起こすおそれのある不正アクセス等
- (3)(2)のおそれ

\*10 被保険者が最初にセキュリティトラブルを見出した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

\*11 公表等の措置<sup>\*13</sup>により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限ります。

\*12 法人情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった被害法人に対して支出する費用については、公表等の措置<sup>\*13</sup>によりその事実が客観的に明らかになった場合に限ります。

\*13 次のいずれかをいいます。

- (1)公的機関に対する被保険者による文書による届出報告等
- (2)新聞雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表・報道
- (3)被害者被害法人に対する詫び状の送付
- (4)公的機関からの通報

## 保険金をお支払いしない主な場合

### 賠償・費用 共通

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の 共通A に記載の事由等
- 他人の身体の障害(▲11)または財物の損壊等<sup>\*14</sup>
- 事業活動の結果を利用して製造された製品・半製品・部品・工作物等の財物の不具合
- 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと(火災等の原因によるものを除きます。)
- 特許権・商標権等の知的財産権の侵害(ネットワーク上で提供される電子データ・データベース・ソフトウェア・コンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。)
- 記名被保険者の執行機関に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- 事業活動の追完・再履行または回収等の措置のために要する費用(追完・再履行のために提供する財物・役務の価格を含みます。)
- 事業活動の結果を保証することにより加重された賠償責任

\*14 被保険者が使用管理する紙・磁気ディスク等の紛失・盗取・詐取に起因して発生した個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害は、補償の対象となります。

\*15 個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害を除きます。

\*16 「人格権宣伝侵害事故補償特約」をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

## 基本補償⑤ミニ 情報漏えい事故の補償

### 保険金をお支払いする主な場合

**賠償** 以下の事故についての賠償損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限ります。

**情報漏えい事故** 記名被保険者(▲7)の日本国内における事業活動に起因して生じる個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれをいいます。

- 以下の事故についての賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。

#### 第三者 請求事故

情報漏えい事故のうち、被害者または被害法人以外の第三者(被保険者▲2を含みません。)が、情報漏えい事故に起因して費用を負担することによって被る損害について、被保険者に対して損害賠償請求がなされたものをいいます。

**費用** 情報漏えい事故(第三者請求事故を除きます。)に起因して事故対応期間<sup>\*17</sup>内に生じた以下の費用損害に対して、保険金をお支払いします。

#### 情報漏えい 対応費用

以下の費用のうち、情報漏えい事故の対応を被保険者が行うために直接必要なもので、その額および使途が社会通念上妥当であるものをいいます。

- ・新聞・テレビ等のマスメディアを通じて説明または謝罪を行うための費用
- ・弁護士報酬またはコンサルティング費用(弊社の書面による同意を得て支出されたものに限ります。)
- ・謝罪のために被害者に対して支出する費用(見舞金・金券購入費用または見舞品購入費用)
- ・謝罪のために被害法人に対して支出する見舞品購入費用 等

\*17 被保険者が最初に情報漏えい事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

※ お支払いの対象となるのは、情報漏えい事故が以下のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

- (1)個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合は、公的機関に対する被保険者による届出報告等(文書によるものに限ります。)または新聞雑誌・テレビ等による発表・報道
- (2)法人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合は、上記(1)の事由または被害法人に対する詫び状の送付等法人情報の漏えいを客観的に確認できる事由

## 保険金をお支払いしない主な場合

### 賠償・費用 共通

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の **共通A**  
に記載の事由等
- 他人の身体の障害(▲11)または財物の損壊等(▲12)\*1
- 広告宣伝、放送または出版

- 被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したこと  
が情報漏えい事故にあたるとしてなされた請求
- 記名被保険者の執行機関に対してなされた株主代表訴訟  
による損害賠償請求

\*1 被保険者が使用管理する紙・磁気ディスク等の紛失・盗取・詐取に起因して発生した情報漏えい事故による損害は、補償の対象となります。

## 基本補償⑥ リコール事故の補償

### 保険金をお支払いする主な場合

**費用** 以下のいずれかの事由に起因して、記名被保険者(▲7)が製造・販売等を行った日本国内に存在する生産物(▲14)の回収等\*2を実施することにより記名被保険者が負担するリコール費用についての費用損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 他人の身体の障害(▲11)または財物の損壊(▲12)の発生またはそのおそれ
- (2) 法令\*3の規定に基づく製造・販売等の禁止
- (3) 品質保持期限の表示漏れ・誤り
- (4) 食品・医薬品への異物混入\*4またはそのおそれ(異物混入脅迫\*5を含みます。)

### リコール費用

以下の費用のうち、生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものをいいます。  
・新聞・雑誌・テレビ等による社告費用 ・電話・ファクシミリ・郵便等による通信費用 ・回収生産物の修理費用  
・代替品の製造原価・仕入原価 ・信頼回復広告費用 ・在庫品廃棄関連費用 ・コンサルティング費用 等

\*2 事故の発生または拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

\*3 「食品衛生法」、「食品表示法」の一部の規定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)」をいいます。

\*4 生産物が食品・医薬品である場合に本来含有されるべきではないもの(食品・添加物を除きます。)が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。

\*5 記名被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面または口頭による脅迫行為をいいます。

\*6 お支払いの対象となるのは、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、以下のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限ります。  
・行政庁に対する文書による届出・報告等  
・新聞・雑誌・テレビ等による社告(インターネットのみによるものは含みません。)  
・回収等の実施についての行政命令

\*7 お支払いの対象となるのは、回収決定日以後1年以内に負担する記名被保険者の費用損害に限ります。

● 記名被保険者以外の者によって実施される生産物の回収等(サードパーティリコール)について、記名被保険者がリコール費用(コンサルティング費用を除きます。)を法律上の損害賠償金として負担することによって被る損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、回収決定日以後1年以内に回収等を実施する者に生じたリコール費用についての賠償損害に限ります。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機のかしに起因するその財物の回収等(記名被保険者が製造・販売等を行った財物がこれらの原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された場合を除きます。)

- 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- 生産物の修理のかし
- 代替品のかしまたは異物混入のおそれ
- 牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
- 初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に記名被保険者の占有を離れた生産物の回収等

## 基本補償⑦ 弁護士費用等(事業用)の補償

### 保険金をお支払いする主な場合

**費用** 以下の被害ごとに、それぞれ以下の費用損害に対して、保険金をお支払います。

被害の種類	損害	対象となる費用
対人・対物被害(▲20)	被保険者(▲2)が対象事故*6によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者*7が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害	弁護士費用
	被保険者が対象事故*6によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者*7があらかじめ弊社の同意を得て法律上の損害賠償請求に関する法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害	法律相談費用
経済的被害(▲21)	記名被保険者(▲7)が対象事故*6によって被った経済的被害について、保険金請求権者*7があらかじめ弊社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害	法律相談費用

弁護士費用	弊社の承認を得て保険金請求権者*7が委任した弁護士、司法書士法第3条第2項に定める司法書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関に対して、弊社の承認を得て支出する以下の費用をいいます。 (1)弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士への報酬、(2)訴訟費用、(3)仲裁、和解または調停に必要とした費用 (4)(1)から(3)までのほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
法律相談費用	以下の法律相談の対価として、弁護士、司法書士または行政書士に対して、弊社の承認を得て支出する費用をいいます。 (1)弁護士が行う法律相談、(2)司法書士が行う司法書士法に定める相談および書類の作成、(3)行政書士が行う行政書士法に定める相談および書類の作成

\*8 お支払いの対象となるのは、次の被害ごとに、それぞれ次の起算日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者\*7が被害に対する損害賠償請求または法律相談を開始した場合に限ります。

- ・対人・対物被害については、保険金請求権者\*7が対人・対物被害の発生および賠償義務者を知った日
- ・経済的被害については、保険金請求権者\*7が経済的被害の発生を知った日

\*9 対人・対物被害については、日本国内において発生した急激かつ偶然な外來の事故をいいます。

経済的被害については、日本国内において発生した業務妨害等(▲22)をいいます。

\*10 対象事故\*6によって損害を被った以下のいずれかに該当する者をいいます。ただし、(2)および(3)に規定する者は、被保険者が自然人である場合に限り、保険金請求権者とします。

- (1)被保険者
- (2)被保険者の法定相続人
- (3)次のいずれかに該当する者

・被保険者の配偶者・被保険者の父母または子

- \*8 法律相談費用を除きます。
- \*9 保険契約者または被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士、司法書士または行政書士に対するものを除きます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 被保険者に対する刑の執行
- 他の被保険者が賠償義務者である場合
- 保険金請求権者<sup>\*7</sup>が社会通念上不当な損害賠償請求を行う場合に弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって生じた損害

### 対人・対物被害固有

- 被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた対象事故によって被った対人・対物被害
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた対象事故によって被った対人・対物被害

### 対人・対物被害固有(続き)

- 財物が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた対物被害。ただし、次の者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。
  - (1) 保険契約者または保険金請求権者<sup>\*7</sup>
  - (2) (1)に代わって記名被保険者が所有または使用する財物を管理する者
  - (3) (2)または(3)の使用者
- 記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人・対物被害

### 経済的被害固有

- 記名被保険者またはその執行機関もしくは使用人による窃盗、強盗、詐欺、横領または責任行為その他の犯罪行為
- 記名被保険者またはその執行機関もしくは使用人の法令違反
- 支払不能または破産

## <業務固有の補償内容>

工事業、警備業務、クリーニング業務、人材派遣業務、介護業務、居宅介護支援業務を行うお客様については、それぞれ以下のとおり補償範囲が変更となります。詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

### 工事業

## 工事業固有の保険金をお支払いする主な場合

工事業を行うお客様については、基本補償①～③において、以下のとおり工事業固有の事故の補償が追加されます。

- |                   |                 |                |             |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|
| [ 対象となる<br>基本補償 ] | ①施設・事業活動遂行事故の補償 | ②生産物・完成作業事故の補償 | ③管理下財物事故の補償 |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|

- 被保険者<sup>(▲2)</sup>が行う工事(機械・家具類修理を含みます。)による事故については、以下の賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。

### (1) データ損壊事故についての賠償損害

<b>データ 損壊事故</b>	磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊 <sup>(▲12)</sup> を伴わずに発生したものをいいます。
---------------------	--

### (2) 工事完成遅延事故が発生した場合に、記名被保険者がその遅延について工事の発注者に対して負担する賠償損害

<b>工事完成 遅延事故</b>	お支払いの対象となる施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故を直接の原因として発生した工事の完成遅延をいいます。ただし、その工事が以下のすべての条件を満たす場合に限ります。 ・記名被保険者が単独で元請負人となる工事であること。 ・完成遅延の直接の原因となる事故の発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事であること。 ・記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において履行期日が明確に定められている工事であること。
----------------------	---

\*お支払いの対象となるのは、完成遅延の原因となった事故が保険期間中に日本国内で発生し、完成遅延が履行期日の翌日から起算して6日以上にわたる場合に限ります。

## 工事業固有の保険金をお支払いしない主な場合

工事業を行うお客様については、被保険者が行う工事による事故について、以下の事由等が保険金をお支払いしない場合として追加されます。

\*「工事業固有の保険金をお支払いする主な場合」に限らず、被保険者が行う工事による事故全体に適用されます。

- 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した以下の事象<sup>\*10</sup>
    - ・土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊
    - ・地下水の増減
  - 土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる工作物<sup>\*11</sup>、植物または土地の損壊
  - 発注者への引渡しから10年が経過した仕事の目的物
- \*10「地盤崩壊事故補償特約」をセットすることにより、その一部を補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
- \*11 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。

### 警備業務

## 警備業務固有の保険金をお支払いする主な場合

警備業務を行うお客様については、基本補償①～③において、以下のとおり警備業務固有の事故の補償が追加されます。

- |                   |                 |                |             |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|
| [ 対象となる<br>基本補償 ] | ①施設・事業活動遂行事故の補償 | ②生産物・完成作業事故の補償 | ③管理下財物事故の補償 |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|

- 警備業務による他人の財物の紛失・盗取・詐取についての賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。

- |                   |                 |                |             |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|
| [ 対象となる<br>基本補償 ] | ①施設・事業活動遂行事故の補償 | ②生産物・完成作業事故の補償 | ③管理下財物事故の補償 |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|

- 警備業務による自動車等<sup>\*12</sup>の所有・使用・管理に起因する警備対象物<sup>\*13</sup>(管理下財物<sup>(▲13)</sup>に該当するものを除きます。)の損壊等<sup>(▲12)</sup>についての賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。

\*12 自動車・原動機付自転車、航空機、施設外における船舶・車両・動物をいいます。

\*13 警備業務の対象となる財物または同業務の対象となる区域内にある財物をいいます。

- |                   |                 |                |             |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|
| [ 対象となる<br>基本補償 ] | ①施設・事業活動遂行事故の補償 | ②生産物・完成作業事故の補償 | ③管理下財物事故の補償 |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------|

- 警備業務による事故については、以下の賠償損害に対しても、保険金をお支払いします。

(1) 被保険者<sup>(▲2)</sup>が運送を受託した警備対象物の損壊等

(2) 保管・修理等を目的として寄託された警備対象物について、保管施設外で発生した警備対象物の損壊等

(3) 警備対象物である自動車・原動機付自転車の付属品のうち、カーナビまたはETC車載器等の損壊等

## 警備業務固有の保険金をお支払いしない主な場合

以下の警備業務に起因する事故については、保険金をお支払いできません。

- 被保険者が警備業法もしくは道路運送法に基づく認定・免許を受けていた場合は、  
●被保険者が発注者との間の警備契約書または運送契約書に基づかずして遂行した警備業務

## クリーニング業務

### クリーニング業務固有の保険金をお支払いする主な場合

クリーニング業務<sup>\*1</sup>を行うお客様については、基本補償③において、以下のとおりクリーニング業務固有の事故の補償が追加されます。

\*1 洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品を原型のまま洗たくする業務をいいます。

- |                 |                 |                |             |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
| 〔対象となる<br>基本補償〕 | ①施設・事業活動遂行事故の補償 | ②生産物・完成作業事故の補償 | ③管理下財物事故の補償 |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------|

- クリーニング業務による事故については、被保険者<sup>(▲2)</sup>の管理下財物<sup>(▲13)</sup>の誤配について、その財物に関する正当な権利を有する者に対する賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

### クリーニング業務固有の保険金をお支払いしない主な場合

クリーニング業務を行うお客様については、クリーニング業務による事故について、以下の事由等が保険金をお支払いしない場合として追加されます。

※「クリーニング業務固有の保険金をお支払いする主な場合」に限らず、クリーニング業務による事故全体に適用されます。

- 洗たく物のかし
- 洗たく物の使用不能
- 洗たく物の修理、加工または染色・色抜き

## 人材派遣業務

### 人材派遣業務固有の保険金をお支払いする主な場合

人材派遣業務を行うお客様については、基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」を補償の対象とする場合に限り、以下の人材派遣業務固有の事故も補償されます。

- 記名被保険者<sup>(▲7)</sup>の日本国内における人材派遣業務による不誠実行為事故により領得された財産について記名被保険者が負担する賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

**不誠実  
行為事故** 記名被保険者の使用者による不誠実行為<sup>\*2</sup>に起因して他人の財産が不法に領得されたことをいいます。身体の障害<sup>(▲11)</sup>、精神的被害または財物の損壊等<sup>(▲12)</sup>によるものを含みません。

\*2 日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

### 人材派遣業務固有の保険金をお支払いしない主な場合

不誠実行為事故については、以下の事由等に起因する損害に対して保険金をお支払いできません。

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の**共通A**に記載の事由等
- 保険期間の末日またはこの保険契約の解除日のいずれか早い日から1年が経過した後に発見された不誠実行為
- 穴埋め行為<sup>\*3</sup>（これによって生じた損害のうち、既に行われた不誠実行為による損害を超過する部分を除きます。）
- 不誠実行為によって不法に領得された財物の使用不能（収益減少を含みます。）
- 行為者を特定することができない不誠実行為

\*3 既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。

## 介護業務

### 介護業務固有の保険金をお支払いする主な場合

介護業務を行うお客様については、基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」を補償の対象とする場合に限り、以下の介護業務固有の事故も補償されます。

#### (1) 行方不明時使用不能損害事故

記名被保険者<sup>(▲7)</sup>の日本国内における介護業務<sup>\*4</sup>によって発生した行方不明時使用不能損害事故について、その財物に関する正当な権利を有する者に対する賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

**行方不明時  
使用不能損害事故** 認知症またはその疑いのある介護サービス利用者が行方不明<sup>\*5</sup>となった場合にその者の行為により発生した不測かつ突発的な事象に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能をいいます。ただし、他人の身体の障害<sup>(▲11)</sup>または財物の損壊<sup>(▲12)</sup>を伴わずに発生したものに限ります。

\*4 以下の業務またはサービスをいいます。

- ・介護保険法に規定される業務
- ・障害者総合支援法に規定される業務
- ・ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習
- ・その他上記に準ずる業務またはサービス

\*5 警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。

特定感染症事故およびサービス利用者捜索事故について記名被保険者が負担する以下の費用に対して、保険金をお支払いします。

### (2) 特定感染症事故についての費用

<b>特定感染症事故</b>	記名被保険者が介護サービスを提供する施設 <sup>*6</sup> において、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症を発症したことをいいます。
----------------	--

※お支払い対象となるのは、保険期間中に被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限ります。

<b>消毒費用</b>	感染症の蔓延・再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 <sup>*6</sup> の消毒ならびにこれに備え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、弊社が必要と認めたものをいいます。
<b>検査費用</b>	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断されるまでの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用(診断後に支出したもの除きます。)をいいます。
<b>予防費用</b>	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、弊社が必要と認めたものをいいます。
<b>通信費用</b>	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。

\*6 訪問介護先の個人宅を除きます。

### (3) サービス利用者捜索事故についての費用

<b>サービス利用者捜索事故</b>	介護サービス利用者が介護サービスを利用している間に発生した行方不明をいいます。
--------------------	---

※お支払い対象となるのは、警察署長へ行方不明者にかかる届出が行われた場合に限ります。

<b>捜索費用</b>	記名被保険者が、行方不明となった介護サービス利用者を捜索する活動に必要な費用(介護サービス利用者の捜索のための広告等の作成費用および記名被保険者の使用人の超過勤務手当ならびに記名被保険者が臨時に雇用した際に要する費用を含みます。)のうち、警察署長へ行方不明の届出が行われた日から発見されるまでに支出したものをいいます。
<b>使用人派遣費用</b>	介護サービス利用者発見後に、記名被保険者の使用人を発見場所(保護施設を含みます。以下同様とします。)に派遣した場合の次の費用をいいます。 (1)往復の交通費 (2)宿泊施設の客室料(発見場所および発見場所までの行程における宿泊施設の客室料)
<b>サービス利用者帰宅費用</b>	介護サービス利用者を発見場所から移送するために支出した費用(死亡した介護サービス利用者の遺体輸送費を含みます。)をいいます。
<b>親族対応費用</b>	親族が事故の対応に要した費用(交通費等)について、記名被保険者が支出したものをいいます。
<b>謝礼金</b>	捜索の協力者(記名被保険者の使用人および親族を除きます。)に対する謝礼に要した費用をいいます。

## 介護業務固有の保険金をお支払いしない主な場合

### (1)～(3) 共通

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の**共通A**に記載の事由等

### (1) 固有

行方不明時使用不能損害事故については、以下の事由等に起因する損害に対して保険金をお支払いできません。

- 被保険者<sup>▲2</sup>が所有、使用または管理する財物の使用不能
- サイバー・情報漏えい事故<sup>\*7</sup>
- 被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞
- 行方不明となることの予防措置を全く取らなかつたために発生した事故
- 特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害
- 無賃乗車または無錢飲食

\*7 基本補償⑤「サイバー・情報漏えい事故の補償」または基本補償⑥ミニ「情報漏えい事故の補償」をご契約いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

## 居宅介護支援業務

### 居宅介護支援業務固有の保険金をお支払いする主な場合

居宅介護支援業務を行うお客様については、基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」を補償の対象とする場合に限り、以下の居宅介護支援業務固有の事故も補償されます。

- 記名被保険者<sup>▲7</sup>の日本国内における居宅介護支援業務<sup>\*8</sup>による経済的事故についての賠償損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限ります。

<b>経済的事故</b>	以下の者の財産に金銭上の損害を与えることをいいます。身体の障害 <sup>▲11</sup> 、精神的被害または財物の損壊等 <sup>▲12</sup> によるものを含みません。 (1)要介護要支援状態にある者 (2)介護予防生活支援サービス
--------------	--

\*8 以下の業務をいいます。

- 介護保険法に規定される要介護要支援の認定等に関する申請代行または認定調査
- 要介護要支援の認定の要否および介護予防生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断
- 介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援

## 居宅介護支援業務固有の保険金をお支払いしない主な場合

経済的事故については、以下の事由等に起因する損害に対して保険金をお支払いできません。

- 基本補償①「施設・事業活動遂行事故の補償」の **共通A** に記載の事由等
- 介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
- 被保険者(2)の使用者による不誠実行為
- 名誉・信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
- 特許権・著作権・商標権等の知的財産権の侵害
- 被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証(これによって加重された賠償責任部分に限ります。)

## ② お支払いする保険金



お支払いする保険金は、以下のとおりです。お支払いする場合およびお支払いする保険金の額については、申込書および「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

### ○賠償損害に対してお支払いする保険金

**賠償** マークが付いている補償のうち、お客様が選択されたものについては、以下の保険金をお支払いします。

<b>法律上の損害賠償金<sup>*1</sup></b>	法律の規定に基づき被保険者(2)が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
<b>争訟費用<sup>*2</sup></b>	損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
<b>損害防止軽減費用・緊急措置費用<sup>*2*3</sup></b>	被保険者が他から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行いましたが既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続きまたは手段のために弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。上記の手続きを行いましたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または弊社の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。
<b>協力費用<sup>*2</sup></b>	弊社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

**\*1** 1回の事故についてお支払いする保険金の額は、以下の算式によって算出します。ただし、事故の種類ごとにそれぞれの支払限度額(8)を限度とします。なお、基本補償⑤ミニ「情報漏えい事故の補償」における第三者請求事故の支払限度額は、情報漏えい対応費用の支払限度額と共有となります。

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{法律上の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{免責金額(5)}}$$

**\*2** 全額をお支払いします。

**\*3** 基本補償⑤「サイバー・情報漏えい事故の補償」および基本補償⑥ミニ「情報漏えい事故の補償」においては、お支払いできません。

### ○費用損害に対してお支払いする保険金

**費用** マークが付いている補償のうち、お客様が選択されたものについては、以下の保険金をお支払いします。

- ・コインロッカー等収納品見舞費用<sup>\*4</sup>
- ・借用不動産修理費用<sup>\*4</sup>
- ・サイバー・情報漏えい事故対応費用<sup>\*5</sup>
- ・情報漏えい対応費用<sup>\*4</sup>
- ・リコール費用<sup>\*4</sup>
- ・弁護士費用<sup>\*4</sup>
- ・法律相談費用<sup>\*4</sup>

**\*4** お支払いする保険金の額は、以下の算式によって算出します。ただし、事故の種類ごとにそれぞれの支払限度額を限度とします。なお、情報漏えい対応費用の支払限度額は、基本補償⑤ミニ「情報漏えい事故の補償」における第三者請求事故の支払限度額と共有となります。

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{費用の損害額}} - \boxed{\text{免責金額(5)}}$$

**\*5** お支払いする保険金(リコール費用のうちサードパーティリコールについてお支払いする保険金を含みます。)の額は、以下の算式によって算出します。ただし、費用の種類ごとにそれぞれの支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{費用の損害額*6}} \times \boxed{\text{縮小支払割合*7*8}}$$

**\*6** 他人から回収する金額があるときは、この金額を控除した額とします。

**\*7** サイバー・情報漏えい事故対応費用の縮小支払割合は、次の費用については「90%」とし、それ以外の費用については「100%」とします。  
(1)セキュリティトラブル発生時の原因調査費用・不正アクセス等の有無を判断するための費用(不正アクセス等が生じていた場合に限ります。)、弁護士報酬、コンサルティング費用、ネットワークの遮断対応の外部委託費用(不正アクセス等が生じていた場合に限ります。)。ただし、セキュリティトラブルの発生またはそのおそれの事実が、公表等の措置<sup>\*9</sup>により、客観的に明らかになった場合を除きます。

(2)不正アクセス等の有無を判断するために支出する外部機関への調査依頼費用(不正アクセス等が生じていた場合を除きます。)

**\*8** リコール費用の縮小支払割合は、在庫品廃棄関連費用およびコンサルティング費用については「100%」とし、それ以外の費用については「90%」とします。

**\*9** 次のいずれかをいいます。

- (1)公的機関に対する被保険者による文書による届出・報告等
- (2)新聞雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表・報道
- (3)被害者・被害法人に対する詫び状の送付
- (4)公的機関からの通報

## ③ 主な特約



セットできる主な特約(オプション)は以下のとおりです。特約の詳細については、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

**財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約**

**生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約**

**人格権・宣伝侵害事故補償特約**

**不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約**

**被害者治療費用補償特約**

**リース・レンタル財物盗取・詐取事故補償特約**

**地盤崩壊事故補償特約**

**事故対応費用補償特約**

**託児による0歳児の身体障害補償特約**

**施設・事業活動遂行事故不担保特約**

**不良完成品事故補償特約**

**生産物・完成作業事故不担保特約**

## ④ 支払限度額<sup>(▲8)</sup>・免責金額<sup>(▲5)</sup>の設定について

契約  
概要

1事故あたりの支払限度額および事故の種類によっては保険期間を通じての支払限度額を設定していただきます。免責金額は、1事故あたりの免責金額を設定していただきます。ただし、事故の種類によって、あらかじめ支払限度額または免責金額が定められている場合がありますので、申込書をご確認ください。

\* 支払限度額および免責金額の設定方法は、事故の種類によって異なります。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。ただし、以下の事故または費用については、申込書に記載の支払限度額とは別に個別の支払限度額および免責金額が設定されていますので、ご注意ください。

補償	事故または費用	支払限度額	1事故免責金額
基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償	国外事業活動事故	1事故につき1,000万円	申込書の「施設・事業活動遂行事故」欄記載の金額
	財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	なし
	人格権・宣伝侵害事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	なし
	被害者治療費用	1事故・保険期間中につき1,000万円 被害者1名につき50万円	なし
	地盤崩壊事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	なし
基本補償② 生産物・完成作業事故	生産物・仕事の目的物損壊事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	申込書の「生産物・完成作業事故」欄記載の金額
	不良品・納期遅延による他人の経済損害事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	10万円
	国外流出生産物事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	申込書の「生産物・完成作業事故」欄記載の金額
	財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	なし
	人格権・宣伝侵害事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	なし
基本補償③ 管理下財物事故の補償	被害者治療費用	1事故・保険期間中につき1,000万円 被害者1名につき50万円	なし
	国外管理下財物事故	1事故・保険期間中につき1,000万円*10	申込書の「管理下財物事故」欄記載の金額
	自動車使用不能損害事故	1台につき10万円	なし
	コインロッカー等収納品見舞費用	1事故・保険期間中につき1,000万円*10 被害者1名につき1万円	なし
基本補償⑤ サイバー・情報漏えい事故の補償	地盤崩壊事故	1事故・保険期間中につき1,000万円	なし
	サイバー・情報漏えい事故対応費用	謝罪のために被害者に対して支出する見舞金・見舞品の購入費用	被害者1名につき1,000円 なし
		謝罪のために被害法人に対して支出する見舞品の購入費用	被害法人1社につき5万円 なし
		以下の費用 ・原因調査費用 ・不正アクセス等の有無を判断するための費用(不正アクセス等が生じていた場合に限ります。) ・弁護士報酬 ・コンサルティング費用 ・ネットワーク遮断対応の外部委託費用(不正アクセス等が生じていた場合に限ります。) ※セキュリティトラブルの発生またはそのおそれの事実が、公表等の措置*11により客観的に明らかになった場合には、この個別の支払限度額は適用されません。	1事故・保険期間中につき200万円 なし
		不正アクセス等の有無を判断するための外部機関への調査依頼費用(不正アクセス等が生じていた場合を除きます。)	1事故・保険期間中につき200万円 なし
		データ復元費用・ウェブサイト復旧費用	1事故・保険期間中につき200万円 なし
		・セキュリティ強化費用 ・不正なプログラム除去の外部委託費用	1事故・保険期間中につき10万円 なし
		コンサルティング費用	1事故につき500万円 なし
		在庫品廃棄関連費用	1事故・保険期間中につき200万円 なし
基本補償⑥ 情報漏えい事故の補償	情報漏えい対応費用	記名被保険者が製造・販売等を行った財物が次の財物の原材料、部品、容器または包装として使用して製造または加工された場合のその財物の回収等 ・自動車、原動機付自転車、自転車 ・電池、ACアダプターまたは充電器 ・チャイルドシート・血液製剤 ・たばこまたは電子たばこ・武器・航空機	1事故・保険期間中につき、次のいずれか 低い額 ①3,000万円 ②申込書の「リコール事故」欄記載の金額 なし
		(1)公的機関に対する被保険者による文書による届出・報告等 (2)新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表・報道 (3)被害者・被害法人に対する詫び状の送付 (4)公的機関からの通報	なし
基本補償⑦ リコール事故の補償	リコール費用		

\*10 管理下財物事故の支払限度額が1,000万円未満の場合は、申込書に記載の管理下財物事故の支払限度額とします。

\*11 次のいずれかをいいます。

- (1)公的機関に対する被保険者による文書による届出・報告等
- (2)新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表・報道
- (3)被害者・被害法人に対する詫び状の送付
- (4)公的機関からの通報

補償	事故または費用	支払限度額	1事故免責金額
基本補償⑦ 弁護士費用等 (事業用)の 補償 <sup>※1</sup>	弁護士費用・法律相談費用 (対人・対物被害 <sup>※20)</sup>	1事故・保険期間中につき300万円 (ただし、被保険者1名につき100万円を限度とします。)	なし
	法律相談費用 (経済的被害 <sup>※21)</sup>	1事故につき10万円 保険期間中につき30万円	なし
業務固有の 事故の補償	工事業	データ損壊事故	1事故・保険期間中につき1,000万円
		工事完成遅延 事故	1事故・保険期間中につき1,000万円 (ただし、1事故については、工事請負契約書に記載された損害賠償金額または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。)
	人材派遣業務	不誠実行為事故	1事故・保険期間中につき1,000万円
	介護業務	行方不明時 使用不能損害事故	1事故・保険期間中につき1,000万円
		特定感染症事故に 関する費用	1事故・保険期間中につき100万円
		サービス利用者 検索事故に 関する費用	1事故・保険期間中につき100万円 (ただし、サービス利用者1名につき20万円を限度とします。)
	居宅介護 支援業務	経済的事故	協力者1名または 1法人につき5,000円

\*1 本補償の対象となる弁護士費用のうち、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士への報酬は、お支払いする保険金の上限額を定めています。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

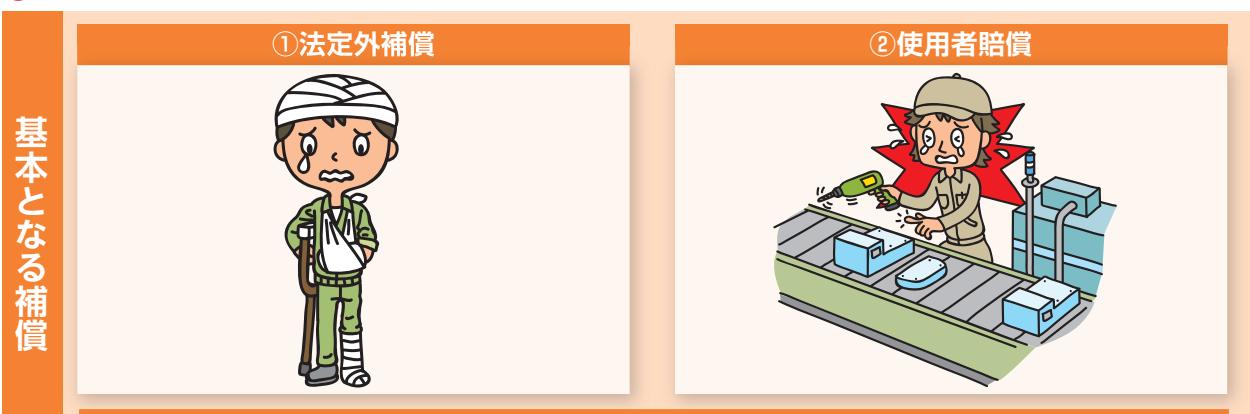
## 9

## 労災事故に関する補償の商品の仕組み

契約概要

- 「法定外補償」と「使用者賠償」の2種類の補償があります。
- いずれか一方のみをご契約いただくことも、両方併せてご契約いただくこともできます。

!! 実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。



事業活動包括保険普通保険約款(労災事故補償条項+基本条項)<sup>※2</sup>+追加特約(労災用)

主な特約(オプション)

職業性疾病補償特約

退職者加算補償特約

事故対応費用補償特約(使用者賠償用)

特別加入者補償特約

通勤災害不担保特約

法定外補償不担保特約

使用者賠償責任不担保特約

■ 普通保険約款および自動的にセットされる特約です。

■ 任意にセットすることができる特約です。

\*2 「法定外補償不担保特約」をセットすることにより、①法定外補償を補償の対象外とすることができます。また、「使用者賠償責任不担保特約」をセットすることにより、②使用者賠償を補償の対象外とすることができます。

## ① 基本となる補償



保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、以下のとおりです。詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

### 法定外補償

#### 保険金をお支払いする主な場合

被保険者<sup>(▲2)</sup>の被用者<sup>(▲23)\*3</sup>が保険期間中に業務上の事由または通勤により被った身体の障害<sup>(▲11)</sup>について、被保険者が被用者またはその遺族に対して労災保険法等<sup>\*4</sup>に基づく給付に上乗せして法定外補償を行うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

\*3 建設事業に限り、下請負人およびその被用者を含みます。なお、事業主である下請負人自身は、政府労災保険に特別加入している場合に限り、補償の対象となります。

\*4 労働者災害補償保険法または船員保険法その他の日本国労働災害補償法令をいいます。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- 地震、噴火またはこれらによる津波
  - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
  - 石綿（アスベスト）または石綿の代替物質等が有する発がん性その他の有害な特性
- \*5 オプションである「職業性疾病補償特約」をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

- 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害（建設事業を除きます。）
- 風土病による身体の障害
- 職業性疾病による身体の障害<sup>\*5</sup>
- 休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業

### 使用者賠償

#### 保険金をお支払いする主な場合

被保険者<sup>(▲2)</sup>の被用者<sup>(▲23)\*6</sup>が保険期間中に業務上の事由または通勤により被った身体の障害<sup>(▲11)</sup>について、被保険者が使用者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

\*6 建設事業に限り、下請負人およびその被用者を含みます。なお、事業主である下請負人自身は、政府労災保険に特別加入している場合に限り、補償の対象となります。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- 地震、噴火またはこれらによる津波
  - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
  - 石綿（アスベスト）または石綿の代替物質等が有する発がん性その他の有害な特性
- \*7 オプションである「職業性疾病補償特約」をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。特約の詳細は、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

- 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害（建設事業を除きます。）
- 風土病による身体の障害
- 職業性疾病による身体の障害<sup>\*7</sup>
- 休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金

## ② お支払いする保険金



お支払いする保険金は、以下のとおりです。お支払いする場合およびお支払いする保険金の額については、申込書および「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

### 法定外補償

以下の保険金をお支払いします。

①死亡補償保険金\*1

②後遺障害補償保険金\*1

③休業補償保険金\*1

④災害付帯費用保険金\*2

\*同一の被用者(▲23)が被った身体の障害(▲11)について、①死亡補償保険金および②後遺障害補償保険金は、重複支払は行われず、いずれか高い金額を限度とします。また、同一の被用者が被った身体の障害について、③休業補償保険金は、1,092日分を限度とし、①死亡補償保険金または②後遺障害補償保険金と重複して合算してお支払いします。

\*保険金の額を決定する身体の障害区分は、労災保険法等\*3による身体の障害区分の決定に従います。

### 使用者賠償

以下の保険金をお支払いします。

法律上の 損害賠償金*4	法律の規定に基づき被保険者(▲2)が被用者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。
-----------------	--

争訟費用*5	損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
--------	---

損害防止 軽減費用*5	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使について必要な手続きを講じるために弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
----------------	--

協力費用*5	弊社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために要した費用をいいます。
--------	---

① 法定外補償および使用者賠償において保険金のお支払対象となるのは、被用者の身体の障害について労災保険法等によって給付が決定された場合に限ります。ただし、使用者賠償における争訟費用、損害防止軽減費用および協力費用については、労災保険法等による給付がされない場合であっても、保険金をお支払いします。

\*1 ①～③の保険金の額は、以下のいずれかの金額とします。

- a. 被保険者が法定外補償規定(▲24)を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額のうち、ご契約時に設定した金額
- b. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとしてご契約時に設定した金額

\*2 ④災害付帯費用保険金をお支払いするのは、①死亡補償保険金、または、後遺障害等級区分第1級から第7級までのいずれかに該当する身体の障害に対する②後遺障害補償保険金をお支払いする場合に限ります。また、保険金の額は、ご契約時に設定した金額とします。

\*3 労働者災害補償保険法または船員保険法その他の日本国労働災害補償法令をいいます。

\*4 1回の災害についてお支払いする保険金の額は、以下の算式によって算出します。ただし、支払限度額(▲8)を限度とします。

(1)被保険者が法定外補償規定を定めている場合

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{法律上の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{下表の a. b. および c. に定める金額の合計額}}$$

(2)被保険者が法定外補償規定を定めていないものの、このご契約において「法定外補償」をご契約されている場合

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{法律上の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{下表の a. b. d. および e. に定める金額の合計額}}$$

(3)被保険者が法定外補償規定を定めておらず、このご契約において「法定外補償」もご契約されていない場合

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{法律上の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{下表の a. b. および e. に定める金額の合計額}} - \boxed{1\text{災害免責金額}(▲5)}$$

a. 労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)
b. 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約(責任共済契約を含みます。)または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
c. 被保険者が法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額
d. このご契約の「法定外補償」により支払われる保険金の額
e. このご契約の「法定外補償」と同種の補償責任保険契約により支払われる保険金の額

\*5 全額をお支払いします。

## ③ 主な特約



セットできる主な特約(オプション)は以下のとおりです。特約の詳細については、パンフレットおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

**職業性疾病補償特約**

**通勤災害不担保特約**

**退職者加算補償特約**

**法定外補償不担保特約**

**特別加入者補償特約**

**使用者賠償責任不担保特約**

**事故対応費用補償特約(使用者賠償用)**

## ④ 保険金額<sup>(▲4)</sup>・支払限度額<sup>(▲8)</sup>の設定について

契約概要

### 法定外補償

#### ○保険金額の設定について

死亡補償、後遺障害補償、休業補償ごとに、被用者<sup>(▲23)</sup>1名あたりの保険金額を設定していただきます。保険金額の設定方法は、金額で設定する「定額方式」と、1日あたりの平均賃金の倍数(○日分)で設定する「定率方式」があります。定率方式の場合、休業補償は1日あたりの平均賃金に対する割合(○%)で設定します。

※法定外補償規定<sup>(▲24)</sup>を定めている場合は、その規定の補償額の範囲内で各保険金額を設定していただきます。ただし、このご契約で「法定外補償」と「使用者賠償」を併せてご契約いただく場合は、法定外補償規定の補償額と「法定外補償」の保険金額を必ず一致させる必要があります。

※「法定外補償」では、事業種類、扶養者の有無または法定外補償規定における複数の補償金額等に応じて、保険金額を複数の種類に分けることはできません。

### 使用者賠償

#### ○支払限度額の設定について

身体の障害<sup>(▲11)</sup>を被った被用者1名あたりの支払限度額および1回の災害(発生の日時・場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。)あたりの支払限度額を設定していただきます。

## 11 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

保険期間は1年間です。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者<sup>(▲1)</sup>からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。**\*6\*7**

**\*6** 工事に関する補償の保険責任は、対象工事ごとに、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)または工事に着工した時(工事用材料および工事用仮設材については、工事が着工した後でも、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時をいいます。以下同様とします。)のいずれか早い時に始まり、満期日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時をいいます。以下同様とします。)のいずれか早い時に終わります。**\*8**また、この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ保険責任が終わります。保証期間に関する特約または工事資材等輸送危険補償特約がセットされている場合は、保険責任の始期または終期が異なることがあります。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

**\*7** 賠償責任に関する補償では、事故の種類に応じて、事故と保険期間の関係が異なります。主な類型は、下表のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

類型	事故の種類	事故と保険期間の関係
事故発生ベース <sup>*9</sup>	下記以外の事故	保険期間中に事故が発生した場合に保険金をお支払いします。 <sup>*10</sup>
損害賠償請求ベース	サイバー・情報漏えい事故(賠償損害)、情報漏えい事故(賠償損害)、居宅介護支援業務の経済的事故、人格権・伝侵害事故	保険期間中にそれぞれの事故に起因する損害賠償請求が被保険者 <sup>(▲2)</sup> に対してなされた場合に保険金をお支払いします。
発見ベース	・サイバー・情報漏えい事故(費用損害) ・情報漏えい事故(費用損害) ・弁護士費用等(事業用)(経済的被害 <sup>(▲21)</sup> )	次の場合に保険金をお支払いします。 ・保険期間中に被保険者がセキュリティトラブルを発見した場合 ・保険期間中に被保険者が情報漏えい事故を発見した場合 ・保険期間中に記名被保険者が業務妨害等 <sup>(▲22)</sup> を発見した場合
通知ベース	リコール事故	保険期間中に記名被保険者 <sup>(▲7)</sup> から弊社にリコール実施の決定通知があった場合に保険金をお支払いします。

**\*8** 工事の目的物が引き渡された後に、再度その工事の目的物を対象とする工事に着工した場合は、再度その工事に着工した時から保険証券記載の保険期間の末日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時のいずれか早い時までを保険責任期間に含めます。

**\*9** 事故発生ベースの例外(損害賠償請求ベースの契約から切り替えた場合)

保険期間の始期日より前に事故が発生し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、以下の条件を満たす限り、その事故が保険期間中に発生したものとみなします。

- 超ビジネス保険への切替前契約が損害賠償請求ベースの契約であり、その保険期間の末日が特定初年度契約(2016年7月1日以降始期の超ビジネス保険契約のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいい、中断期間がある場合は、最近の中断期間より後であるもののうち保険期間の初日が最も早いものとします。)の保険期間の初日と一致していること(他社契約を含みます。)

- 切替前契約を継続していたならば、保険金支払の対象となつたであろうと認められる事故に起因する損害賠償請求であること

**\*10** 弁護士費用等(事業用)の補償における対人・対物被害<sup>(▲20)</sup>については、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故が発生した場合に保険金をお支払いします。また、対人被害については、身体の障害を被った時に急激かつ偶然な外来の事故が発生したものとみなします。

## 12 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、ご契約される補償、特約、保険金額<sup>(▲4)</sup>、支払限度額<sup>(▲8)</sup>、免責金額<sup>(▲5)</sup>、業種、保険料の算出基礎数字<sup>(▲25)</sup>(売上高・完工工事高等)や過去の損害発生状況等により異なります。具体的な保険料については代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたっての保険料については、申込書をご確認ください。

※保険料の算出基礎数字(売上高・完工工事高等)については、売上高等申告書兼告知事項申告書および数字を確認できる公的資料や客観的資料等をご提出いただきます。ご協力をお願いします。

## ② 保険料の払込方法等



保険料の払込方法は、以下のいずれかから選択してください（ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。）。原則として保険期間の途中で、ご指定いただいた払込方法の変更を行うことはできません。

払込方法	分割払	一時払*3
金融機関での口座振替*1	○(5%割増*2)	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払取扱票	×	○
請求書（銀行等での振込み）	×	○

金融機関での口座振替での払込みの場合は、**保険料は始期日の属する月の翌月から請求されます**（保険料振替口座の確認等の手続きが遅延した場合は、これと異なることがあります。）。



\*1 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

・弊社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合は、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

\*2 一定の条件を満たす場合は、割増のない分割払でご契約できます。

\*3 一時払のご契約で全損失効となつた場合は、保険料の返還はありませんのでご注意ください。全損失効とは、財産に関する補償において、保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で保険金額\*4の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合に、その保険の対象の補償が終了することをいいます。

\*4 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

\*5 上記の方法により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類をご確認ください。

\*6 ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。この場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

\*7 分割払のご契約の場合は、最終回目の分割払保険料は満期日の属する月に請求されます。金融機関での口座振替の場合は、振替日が満期日以降となることがあります。

## ③ 保険料の払込猶予期間等の取り扱い



保険料は保険証券記載の払込期日\*5までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の翌々月末\*6、払取扱票払、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。

\*5 保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は、原則として以下のとおりです。

・金融機関での口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）

・払取扱票・請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末

\*6 ご契約者（\*1）の故意または重大な過失がない場合に限ります。

# 13 満期返れい金・契約者配当金



満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

### 1 告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

#### 告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。

申込書等に○が付された事項は、ご契約の内容によってご契約に関する重要な事項(告知事項または通知事項)となることがあります。詳細につきましては、下表をご確認ください。

事項 補償	記名被保険者(△7)	業種	保険料の算出基礎数字(△25) (売上高・完成工事高)
財産に関する補償	—	告知事項・通知事項*7	—
工事に関する補償	—	告知事項	告知事項・通知事項*8
休業に関する補償	—	告知事項・通知事項	告知事項*9
賠償責任に関する補償	告知事項・通知事項	告知事項*10	告知事項*10
労災事故に関する補償	告知事項・通知事項	告知事項	告知事項

\*7 財産に関する補償のうち、「建物」のみをご契約いただく場合は、告知事項・通知事項とはなりません。

\*8 工事に関する補償では、完成工事高(補正後)が、告知事項・通知事項となります。

\*9 休業に関する補償では、「家賃収入控除後の売上高(完成工事高)合計」が、告知事項となります。

\*10 賠償責任に関する補償のうち、「借用不動産損壊事故」のみをご契約いただく場合は、告知事項とはなりません。

## 2 クーリングオフ



この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ\*11を行うことはできませんので、ご注意ください。

\*11 クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約ができる制度のことです。

## 3 補償の重複に関するご注意



- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

## III 契約締結後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



**通知義務** 申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできることがありますので、ご注意ください。

\*ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合は、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】

以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

#### すべての補償共通

- ・ご契約者(△1)の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・相続・合併その他の包括承継があつた場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

#### 財産に関する補償

- ・建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡するときは、あらかじめご連絡ください(ご連絡がない場合は、建物等を譲渡・売却した時に保険契約は失効します。)。
- ・建物または屋外設備装置の増築、改築等によって保険の対象の評価額が増加または減少する場合は、あらかじめご連絡ください。

ご連絡がない場合は、重要なお知らせをご案内できることや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

必ずご連絡ください。



# 2

## 解約される場合



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- ご契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 収還される保険料があっても、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。
- ご契約者(▲1)からのお申出による解約の場合は、保険料を解約日以降に請求させていただくことがあります。

# IV

## その他ご留意いただきたいこと

# 1

### 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご確認ください。

# 2

## ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者(▲1)や被保険者(▲2)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

# 3

## 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者(▲1)が個人あるいは「小規模法人\*1」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%\*2まで補償されます。

\*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。)が対象です。

\*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

# 4 先取特権

責任保険(賠償責任に関する補償(リコール事故の補償におけるサードパーティリコールを含みます。)および労災事故に関する補償のうち使用者賠償)において、被保険者(▲2)に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者\*3は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

\*3 リコール事故の補償におけるサードパーティリコールについては、「被害者」とあるのは、「回収等実施者」をいいます。

# 5 その他契約締結に関するご注意事項



- ①弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。
- ②ご契約が共同保険契約である場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ③質権を設定される場合は、特段のお申出がないかぎり、ご契約者(▲1)と質権者との間に保険証券を質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券(本紙)を送付しますので、ご了承ください。
- ④超ビジネス保険は同一のご契約者に複数のご契約をしていただくことはできません(ただし、財産に関する補償で一定の条件を満たす場合を除きます。)。
- ⑤記名被保険者(▲7)が死亡した場合または記名被保険者が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となった場合は、相続または合併があった時以降の期間についての保険責任の範囲は、相続・合併時の保険責任の範囲に関する特約(超ビジネス保険をご契約いただいた場合に自動セットされます。)により、死亡した記名被保険者または吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となった記名被保険者において補償していた範囲に限られます。
- ⑥申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- ⑦業種の変更等に伴い、補償内容の見直しをご希望の場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。



0120-650-350



受付時間：平 日 午前9時～午後8時  
土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

- ① 事故が発生した場合は、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- ② 貢産に関する補償、工事に関する補償または休業に関する補償をご契約の場合、安定化処置費用補償特約が自動セットされます（詳細はパンフレットおよび「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。）。
- ③ 賠償責任に関する補償または労災事故に関する補償のうち使用者賠償をご契約の場合、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者（▲2）に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いません。
- ④ 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります（その他事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。

補償	必要書類
すべての 補償共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者（▲1）および被保険者の企業の会社案内</li> <li>・印鑑証明、住民票等の本人確認書類</li> <li>・会社・法人の登記簿謄本等の代表者、承継会社等を確認するための書類</li> <li>・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類</li> </ul>
補償	必要書類
財産に関する 補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物登記簿謄本等の保険の対象の所有者を確認するための書類</li> <li>・事故の発生した敷地内の見取図</li> </ul>
工事に関する 補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生した工事現場内の見取図</li> <li>・工程表、作業日報</li> </ul>
休業に関する 補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業したことによる売上減少額を確認するための書類（例：日次売上表）</li> <li>・復旧工程表</li> <li>・営業停止命令書（食中毒事故の場合）</li> <li>・営業継続費用を証明する書類</li> </ul>

- ⑤ 保険金請求権は、時效（3年）がありますのでご注意ください。
- ⑥ 弊社が労災事故に関する補償のうち法定外補償の保険金（災害付帯費用保険金を除きます。）を支払った場合において、被保険者が法定外補償規定（▲24）を定めていないときは、受領した保険金を被用者（▲23）またはその遺族に支払ったことを証明する書類（補償金受領書）のご提出が必要です。
- ⑦ 損害または損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害または損失に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ⑧ 貢産に関する補償において、保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で保険金額（▲4）（保険金額が保険の対象の評価額を超える場合は、保険の対象の評価額）の100%に相当する額以上になった場合は、その保険の対象の補償は損害発生時に終了します。なお、100%とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。
- ⑨ 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「お支払いする保険金の概要一覧」をご確認ください。

## 割引制度(条項セット割引、Tプロ割引、自動車優良割引)

以下の割引がありますので、必ずご確認ください。なお、申込書の「確認事項」欄も併せてご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
条項セット割引	始期日時点で、以下の①～④の補償の中から、異なる2種類以上の補償をご契約の場合*1 ①財産に関する補償または工事に関する補償 ②休業に関する補償 ③賠償責任に関する補償 ④労災事故に関する補償	2種類……………3% 3種類以上………5%
Tプロ割引	始期日時点で、以下のいずれかに該当する場合 ①東京海上日動の超Tプロテクション(業務災害総合保険)*2 をご契約の場合 ②東京海上日動の超Tプロテクション(業務災害総合保険)*2 の団体契約(あんしんプロテクトW、経営ダブルアシスト等を含みます。)にご加入の場合	3%
自動車優良割引	始期日時点で、10台以上の自動車を東京海上日動幹事の自動車保険でご契約*3の場合	3%

\*1 財産に関する補償で「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」を複数ご契約いただく場合は、ご契約ごとに条項セット割引の適用可否を判定します。

\*2 Tプロテクション(一般傷害保険)を含みます。

\*3 優良割引適用のフリート契約\*4に限ります。

\*4 フリート資格審査期間(総付保台数10台到達日から第1回料率審査日の前日までの期間)中の場合は、各自動車のノンフリート等級割引割増率の平均が割引となれば優良割引適用契約とみなします。

\*5 地震危険補償特約および地震休業補償特約の保険料は、条項セット割引、Tプロ割引、自動車優良割引の対象外です。

# in インバウンドビジネス支援サービス

にお任せください!!

本サービスは、超ビジネス保険をご契約の皆様に無料でご利用いただけます。訪日外国人向けのビジネス支援にお役立てください。  
※「インバウンド」とは外国人旅行客が日本に訪れることです。

## 初めて取り組むインバウンド対応の「どうしよう?」を解決します!

どうしよう1

外国人旅行者に対応しよう!

…でも、全然言葉が通じない!

- お釣りが異なったり、クレジットカード非対応でトラブル!  
…でも、申し出内容が把握できない
- 商品やサービスについて説明したい!  
…でも、言葉がわからず  
コミュニケーションができない
- 施設内で外国人旅行者が病気を発症したようなので、症状を把握したい 等



無料



### 多言語電話通訳サービス

言語が通じないことにより、施設内で外国人旅行者と意思疎通ができない際にご利用いただける、**通訳専用のコールセンターをご提供します。**

対応言語 10か国語

(英語、中国語、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ロシア語、フランス語、インドネシア語)

対応時間帯 24時間、365日

\*1契約あたり月に10回までご利用いただけます。

※ 通訳の内容につきましては東京海上日動では責任を負いかねます。あらかじめご了承のうえ本サービスをご利用ください。

どうしよう2

インバウンドの情報を集めよう!

…でも、全部は把握できない!

無料



どうしよう3

インバウンド対応しよう!

…でも、具体的にどうするの!

無料

<集客したい>

- 中国人旅行者を呼び込みたいが  
具体的にどのように集客をすればいいか  
相談したい
- 外国人旅行者に人気の  
口コミサイトを活用したい
- WEBサイトを  
多言語化する方法を知りたい
- 自社のSNSを英語で運用してファンを集めたい
- 欧米人にウケるPR動画を制作したい



<ゲストを受け入れたい>

- 来店時の対応をスムーズにするため  
従業員の語学研修を行いたい
- 訪日旅行者に便利な決済サービスを導入したい
- 免税店になって、より商品を買ってもらいたい 等



### インバウンドコンサルティングサービス

インバウンドに関するBtoB支援会社である「株式会社やまとごころ」と提携し、貴社の今後のインバウンド対応について、プロがアドバイスいたします(紹介先の事業者との契約にあたっては有料となります。)。

a.集客力強化支援

ターゲット国からの旅行者を集客するために有効な広告媒体のご案内や、集客効果の高い広告制作が可能な事業者のご紹介等を行います。

b.受入態勢強化支援

免税店登録のための申請方法や、外国人向けの決済システム導入を支援する企業のご紹介、またインバウンド研修のアレンジなどを行います。

インバウンドビジネス支援サービスをご活用いただき、訪日外国人向けのビジネス推進にお役立てください。

- 本サービスの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。
- 具体的なサービスのご利用方法については、ご契約後にお渡しする「インバウンドビジネス支援サービスご利用方法」のチラシをご参照ください。
- 本サービスは、東京海上日動の提携会社を通じてサービス提供します。

# サイバーリスクに関するトラブルのご連絡・ご相談を日本全国どこからでも受け付けます!



## 緊急時ホットラインサービスのご案内

賠償責任に関する補償のうち、「サイバー・情報漏えい事故の補償」を選択されたご契約者限定のサービスです

※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」を確認させていただきます。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルを直接ご相談いただける専用窓口を設置いたします。

■
サイバーキックアシスタンス

**サービス内容**

ウィルス感染やネット接続不具合等の日常の事業活動におけるトラブルに対して、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。

状況のヒアリングや初期アドバイス

ウィルス駆除やセキュリティ診断等の各種リモートサポート

■
サイバーエキスパートアシスタンス

**サービス内容**

不正アクセスや情報漏えい等の高度な専門性を要する重大トラブルに対して、より専門的な観点でのアドバイスや専門事業者の紹介を行います。

状況のヒアリングや専門的アドバイス

お客様のご希望に応じた専門事業者(フォレンジック事業者、弁護士、コールセンター事業者等)の紹介

※専門事業者との間で発生したサービス委託料・利用料等は、本サービスの対象外です。

**365日対応** ( 受付時間は**9:00～18:00**です。)  
受付時間外は留守電対応となります。

### サービスの流れ



#### ご利用にあたっての主な注意点

- 本サービスは、アドバイスや簡易的な処置をご提供するものであり、サイバートラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。
- 本サービスは、賠償責任に関する補償のうち、基本補償⑤「サイバー・情報漏えい事故の補償」を選択されたご契約者のみがご利用いただけるサービスです。基本補償⑤「サイバー・情報漏えい事故の補償」ではなく、基本補償⑥ミニ「情報漏えい事故の補償」を選択された場合はご利用できません。
- 具体的なサービスのご利用方法については、保険証券に同封される「緊急時ホットラインサービスのご案内」のチラシをご参照ください。
- 本サービスは、東京海上日動の提携会社を通じてサービス提供します。
- 本サービスの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。



# 用語の解説

本冊子内で  のマークが付されている用語について、解説をしています。

<b>▲1 契約者</b>	保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
<b>▲2 被保険者</b>	補償を受けることができる方をいいます。なお、補償ごとに被保険者となる範囲が異なりますので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
<b>▲3 通貨等</b>	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。
<b>▲4 保険金額</b>	ご契約金額をいいます。
<b>▲5 免責金額</b>	お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
<b>▲6 高額貴金属等</b>	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
<b>▲7 記名被保険者</b>	保険証券の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された方をいいます。
<b>▲8 支払限度額</b>	お支払いする保険金の限度額をいいます。
<b>▲9 土木工事</b>	対象工事ごとに、主たる工事が以下の①から⑥までの工事種類に該当する工事をいいます。 ①道路舗装工事 ②上下水道・地下構築物・基礎・外構工事 ③土地造成・地盤改良工事 ④道路(道路舗装を除く)・鉄道・トンネル工事 ⑤埋立・河川・港湾・海岸工事 ⑥ダム建設工事
<b>▲10 支給材料</b>	発注者、請負業者等の工事関係者から支給される機械、家電品、部品、材料等の本工事の目的物となる物をいいます。
<b>▲11 身体の障害</b>	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
<b>▲12 損壊、損壊等</b>	「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいい、「損壊等」とは、損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。
<b>▲13 管理下財物</b>	以下の財物をいいます。ただし、⑦に規定するものについては、その財物を紛失し、またはその財物が盗取もしくは詐取された場合に限り、管理下財物とみなします。 ①占有または使用している財物 ②直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。) ③他人から借りている財物(リース契約により占有する財物を含みます。) ④保管施設において保管を目的として預かっている財物 ⑤コインロッカー等に一時的に収納された他人の財物(④の財物を除きます。) ⑥支給財物 ⑦事業活動が商法第596条第1項に掲げる客の来集を目的とする場屋の営業である場合において、その場屋の中に客が携帯した財物(①～⑥の財物を除きます。)
<b>▲14 生産物</b>	基本補償②「生産物・完成作業事故の補償」における「生産物」とは、記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、記名被保険者の占有を離れた財物をいい、これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 基本補償⑥「リコール事故の補償」における「生産物」とは、記名被保険者の占有を離れた財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
<b>▲15 管理自動車</b>	被保険者の管理下財物である自動車または原動機付自転車およびこれらの車両の付属品をいい、以下のものを含みません。 ①燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ②法令により自動車または原動機付自転車に定着させまたは装備することを禁止されている物 ③通常装飾品とみなされる物 ④積載物 ⑤リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている自動車または原動機付自転車
<b>▲16 リース・レンタル財物</b>	リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物をいいます。ただし、不動産を除きます。
<b>▲17 支給財物</b>	設置作業の目的物、記名被保険者が請け負った工事(機械・家具類修理を含みます。)の遂行のために他人から支給された資材または工事用仮設建物もしくは工事用仮設物の材料であって、他人が所有しているものをいいます。
<b>▲18 人格権侵害</b>	被保険者による他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。
<b>▲19 宣伝侵害</b>	記名被保険者が製造、販売または提供した商品・役務等に関して行われた広告・宣伝によって発生した以下の侵害をいいます。 ①他人の著作権の侵害 ②他人またはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害
<b>▲20 対人・対物被害</b>	以下の被害をいいます。 ①被保険者が業務上の事由(通勤を含みます。)により身体の障害を被ること ②記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物が損壊または盗取(詐取を含みません。)されること
<b>▲21 経済的被害</b>	記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、契約の債務不履行によるものおよび対人・対物被害を伴うものを除きます。
<b>▲22 業務妨害等</b>	偶然な事由(第三者の行為によるものに限ります。)によって記名被保険者の業務が妨害されること(特許権・著作権・商標権等の知的財産権が侵害されることまたは詐欺に遭うことを含みます。)またはそのおそれが発生することをいいます。
<b>▲23 被用者</b>	日本国内の事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。
<b>▲24 法定外補償規定</b>	被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
<b>▲25 保険料の算出基礎数字</b>	保険料算出の基礎となる指標の具体的な額・数量等をいいます。

I 重要事項説明書  
契約締結前におけるご確認事項

II 契約締結時における  
ご注意事項

III 契約締結後における  
ご注意事項

IV その他ご留意いただきたいこと

V その他該当する場合に  
ご確認いただきたいこと

## ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
超ビジネス保険	事業活動包括保険
財産に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(財産補償条項)
工事に関する補償	工事危険補償特約
休業に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(休業補償条項)
賠償責任に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(賠償責任補償条項)
労災事故に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(労災事故補償条項)

## 約款の発行について

約款の発行方法について、次のいずれかをご選択ください。

約款	<ul style="list-style-type: none"><li>・「Web約款(弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」 掲載先:<a href="http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/jigyo/cho_business/covenant">www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/jigyo/cho_business/covenant</a></li><li>・「冊子での送付」</li></ul>
----	---

弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを開催しています。詳細は弊社ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご確認いただきますようお願いします。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご確認いただか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は119番・110番

 **0120-119-110**

受付時間: 24時間365日

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)



**Insurance for the Earth**

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて  
地球の安心・安全をひろげます。